

移民統合における言語教育の役割

—ドイツの事例を中心に—

金 箱 秀 俊

- ① 社会が少数者である移民を受け入れる場合、移民の文化と受入れ社会の文化との間で摩擦が発生し、移民を受入れ国の社会にどう編入していくかが大きな課題となる。特に、少数者である移民の子弟にとっては、受入れ国の共通語習得と十分な学校教育がより良い職業の確保をはじめ、社会参加への基礎を形作る。
- ② 労働移民を積極的に受け入れてきたドイツでは、移民の背景を持つ人々が人口の20%に近づいたが、多数派住民との間に格差が存在し、交流も少ないため、連邦政府が中心となって「国民統合計画」を策定し、移民の社会統合を積極的に推進している。
- ③ 2000年以降、移民及び移民の子弟の教育格差と職業選択等における労働市場での不平等が明らかになり、ドイツ語能力の低さがその根本的原因として広く認識された。このため、共通語であるドイツ語の習得が移民及び移民の子弟の社会参加と社会統合の基礎であるという認識に立ち、大人に対してはドイツ語を中心とした統合講習が、また子どもに対しては保育段階からの早期ドイツ語教育が強力に進められている。
- ④ 言語は、「公共性」と「私性」^{わたくし}の2つを備えた組織的な記号体系である。「公共性」とはコミュニケーション用具としての「外言」であり、「私性」とは思考の用具としての「内言」であると言ってもよいし、あるいは国の「共通語（国語）」と「母語」という形で捉えることもできる。ドイツ語を母語としない子どもたちが幼い時から、国の共通語であるドイツ語を組織的に習得することは社会に参加するための前提であるが、母語の習得は個人の精神生活の発達に大きな影響を与える。ドイツは移民に固有の文化の放棄を求める「同化」ではなく文化の独自性を認める「統合」を移民政策の基礎に据えている。だが、幼少期からの組織的ドイツ語習得を言語政策として実施していけば、結果として「統合」ではなく母語を放棄する「同化」になる可能性をはらんでいる。
- ⑤ 一方、ドイツの大都市においては移民コミュニティが多数派となる地区も現れており、ドイツ語教育を強力に行っても結果として、優勢言語であるドイツ語が劣勢言語である移民の言語に取って替わることができない可能性も存在する。それは、共通語習得が不完全なままという状態を意味し、社会の亀裂が残る状況を意味するであろう。移民の社会統合の基礎には共通語の習得が不可欠であるという単純かつ平凡な認識は、言語習得という課題がいかに難しいかを物語っている。今後、ドイツの移民問題が、「同化」でなく移民の文化を保持する「統合」の方向で改善していくのかどうかは、幼児期からの早期言語教育と統合講習の進展が、具体的にイスラムを中心とする移民文化とドイツの多数派文化の対話に結びつき、教育と労働市場で移民の背景を持つ人々に同等のチャンスを提供できるかどうかにかかっていると言える。

移民統合における言語教育の役割 —ドイツの事例を中心に—

文教科学技術調査室 金箱 秀俊

目 次

はじめに

I 言語の役割とドイツ語の地位

- 1 言語の役割について—概念整理
- 2 ドイツ語の地位と状況

II ドイツにおける移民問題

- 1 ドイツにおける移民問題の現状
- 2 戦後ドイツの移民問題と新移民法
- 3 移民の子どもたちに対するドイツでの教育
- 4 国民統合計画

III 移民を対象とした言語教育—統合講習と言語促進

- 1 移民法にみるドイツ語習得—統合講習
- 2 言語促進—幼児に対する早期ドイツ語教育
- 3 学校における言語教育—言語促進と母語教育

IV ドイツの移民統合における言語教育の役割

おわりに

はじめに

人口減少傾向にある社会に労働力として移民を本格的に導入しようとする動きが、日本においても20年ほど前から始まっている⁽¹⁾。また、すでに日系ブラジル人を中心としたいわゆる「ニューカマー」⁽²⁾といわれる外国人が相当数、日本で生活し、工場労働等に従事している。

このような状況を受けて、文部科学省は、「定住外国人の子どもや留学生を含む外国人に対する日本語教育や就職支援等の課題について有識者等との意見交換⁽³⁾を行い、今後の我が国の教育政策に反映させるため」⁽⁴⁾に、2009年12月に「定住外国人の子どもに関する政策懇談会」を設置した。懇談は、2010年1月から2月にかけて4回行われた。

第1回懇談会の冒頭で主宰の中川正春文部科学副大臣（当時）は懇談のポイントとして、外国人に対して義務教育を法律の中で課し、行政サイドも義務を負うという態勢に入るべきかどうかを挙げ、多文化共生と移民政策の在り方もテーマとしたいと述べた上で、「言葉の習得を徹底する国もあれば、各自の言語を尊重する国もある。日本で生きていくのであれば、日本語の習得は必要であると個人的には思っている」⁽⁵⁾と日本語教育の問題への強い関心を語っている。

その後、文部科学省は、2010年5月19日に「定

住外国人の子どもに関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント⁽⁶⁾を発表した。

この中では、「定住外国人の子どもに関する教育の場を公立学校とするか、ブラジル人学校等の外国人学校とするかの選択は子ども・保護者の選択にゆだねる」とした上で、「日本語指導の充実等を図るとともに、制度面についての検討を行い、小中学校に入りやすい環境を整備すること」を基本方針として掲げた。

また、「入りやすい公立学校」を実現するため、「第一に日本語指導の体制の整備、第二に定住外国人児童・生徒が日本の学校生活に適應できるように支援体制を整備、第三に公立小中学校へ入学・編入学する定住外国人児童・生徒の受け入れ体制について、制度面の検討を含め、環境整備を行うとともに、上級学校への進学や就職に向けた支援を充実」することをポイントとして示した。併せて、学校外における学習支援として、「大人に対する日本語学習についても充実を図る」としている。

文部科学省の実施した「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成20年度）」によれば、「日本語指導が必要な外国人児童生徒数は28,575人（対前年度比12.5%増）で、調査開始以来最も多い数」となり、また、「日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する公立学校数は6,121校で、前回調査よ

-
- (1) 1989年の出入国管理及び難民認定法改正（平成元年法律第79号）が契機になったとされている。
 - (2) 日本経済のグローバル化によって、近年、日本に居住するようになった外国人。永住権を持つような古くからいる外国人はオールドカマーと呼ばれる。ニューカマーには日本語の習得といった固有の問題がある。
 - (3) 委員からは各種資料が提出された。第4回懇談会で西原鈴子委員は総合的言語政策の必要性、特に共通語としての日本語の公用語化問題を提起している。〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kokusai/008/shiryou/attach/1292166.htm〉なお、本稿におけるURLの最終アクセス日は、全て2010年11月22日である。
 - (4) 文部科学副大臣決定「定住外国人の子どもに関する政策懇談会」2009.12.1. 文部科学省ホームページ〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kokusai/008/gaiyou/1289848.htm〉
 - (5) 定住外国人の子どもに関する政策懇談会「定住外国人の子どもに関する政策懇談会（第1回）議事要旨」2010.1.6. 文部科学省ホームページ〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kokusai/008/gijiroku/1289792.htm〉
 - (6) 文部科学省「定住外国人の子どもに関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント」2010.5.19. 文部科学省ホームページ〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kokusai/008/toushin/1294066.htm〉

り増加」しているとのことである⁽⁷⁾。

定住外国人児童生徒が、日本の社会においてきちんと教育を受け、進学をし、また就職し、生計を営んでいくためには、日本語の習得は欠かせないものであろう。1950年代以降積極的に外国からの労働移民を受け入れてきたドイツ社会は、大きな問題となっている移民の社会統合に向けて、ドイツ語教育に力を入れている。そこで、その背景、状況と言語教育の目指す所を明らかにすることで、今後の日本における定住外国人に係る言語教育政策の参考としたい。

I 言語の役割とドイツ語の地位

1 言語の役割について—概念整理

本稿でテーマとするのは、移民の統合における言語教育の役割である。「言語教育」や「言語による統合」という場合に、「教育」の対象や「統合」の手段となる「言語」とはいったい何を意味しており、また、どのような機能を持っているのであろうか。

辞書の一般的な定義を見ると、「言語」とは「①思想・感情・意志などを互いに伝達し合うための社会的に一定した組織をもつ、音声による記号とその体系。また、それによって伝達し合う行為。音声によらない手話や文字の使用を含めていうこともある。ことば。(以下略)」(『大辞林(第三版)』)としている。他の辞書の記述も大同小異である。

すなわち、言語には、人間相互の意志・感情などの伝達といった社会的機能の側面があることはまず一般的に了解されていると言えよう。

ところが、もう一方で我々は言語を用いて、自分との対話を行い、思考をまとめてもいる。これは、認識と言語の関係をめぐる問題である。ソビエトの心理学者であるヴィゴツキー (Lev Semenovich Vygotskii, 1896-1934)⁽⁸⁾の概念整理でいえば、言語には、コミュニケーション用具としての言語である「外言」と思考の用具としての「内言」があるということである⁽⁹⁾。

このような視点でみると、一口に「統合における言語教育」と言っても、それは言語のどの側面を対象にするのかという問題が発生してくる。言語は「公共性」と「私性」の双方を兼ね備えている⁽¹⁰⁾ため、どの側面に焦点を当てるかによって、「共通語」、「国語」、「公用語」、「標準語」とか「母語」といった様々な呼び方がなされる。しかしながら、個々の話者にとってみると、「母語」とそれ以外のグループに大きく分かれることとなろう。すなわち、ヴィゴツキーの概念でいう「内言」すなわち内的言語と、「外言」すなわち外的言語に対応する区分である。

このように、言語が「内言」と「外言」の両面性を持っているとすると、おのずから、問題はその2つの内容を含むものとなる。「統合」という問題意識でのみ考えるならば、統合に向けてのドイツ語教育の内容に絞られようが、「母語」を十分に習得したかどうかは、人間の精神生活に大きく影響を与えるとされている⁽¹¹⁾。このため、テーマは、

- ①移民、外国人あるいは移民の背景を持つ人々へのドイツ語教育の目的は何か
- ②母語がドイツ語でない子どもたちの母語教育とドイツ語教育の関係

(7) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成20年度)」の結果について 2009.7.3. 文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/07/1279262.htm>

(8) 著書に、ヴィゴツキー(柴田義松訳)『思考と言語(新訳版)』新読書社, 2001. 等がある。

(9) 「ヴィゴツキーは、コミュニケーションの用具としての「外言」(external speech), 思考の用具としての言語を「内言」(internal speech)と呼んで区別した。」(藤永保「第7章 養育放棄事例とことばの発達」小林春美・佐々木正人編『新・子どもたちの言語獲得』大修館書店, 2008, p.187.)

(10) 「ことばが、その公共性において「外なることば」として機能しうるとともに、その「私」性において「内なることば」として機能しうるといふ、まさにこのことにおいてことばは個人と社会をつなぐ点に位置するのである。」(岡本夏木『子どもとことば』(岩波新書(黄版179))岩波書店, 1982, p.126.)

という形に分かれることとなるが、本稿では、①を主テーマとし、②を副テーマとする。

また、言語学においては、1つの社会に2つの言語が存在する場合、最終的にはどちらか1つの言語に収斂してしまうという傾向が報告されている⁽¹²⁾。この傾向が今後ドイツにおいても見られるのかどうかという問題も、テーマとして加わってくる。ドイツが進めている移民統合政策においては、「統合 (Integration)」⁽¹³⁾は「同化 (Assimilation)」⁽¹⁴⁾とは異なり、固有の文化的アイデンティティの放棄を要求するものではないのは確かである⁽¹⁵⁾。だが、幼少期からの継続的かつ組織的なドイツ語教育が固有の文化を保持することができる「統合」を生み出すのか、それとも、実質的な「同化」へ行きつくのかと

いう問題が消えるわけではない。すなわち、これは「同化政策」⁽¹⁶⁾と同様の効果を持っているのではないかという疑問に他ならない。

2 ドイツ語の地位と状況

まず現在の言語状況について、ドイツ語の国内的位置付けを中心に見ておくこととする。

ドイツの憲法に当たるドイツ連邦共和国基本法には、国家語または公用語に関する明文の規定はない。だが、社会法典第10編 (SGB X) 第19条には「公用語はドイツ語とする」とあり、裁判所組織法 (GVG) 第184条で「裁判用語はドイツ語とする」と規定している。基本法に明文規定はないが、実質的にドイツ語が「公用語」として機能していると言ってよいであろう⁽¹⁷⁾。

(11) フンボルト (Karl Wilhelm von Humboldt)、サピア (Edward Sapir)、ウォーフ (Benjamin Lee Whorf) などの言語学者は「人間の思考・世界観などは話者の母語に依存している」とする「言語相対説」を唱えている。最初の獲得言語と認識の結合を重要視するこの考えはそのままでの形で承認されているわけではないが、言語と思考に密接な関係があること自体は広く認められている。

(12) 「たとえば、接触した2つの言語の間で力関係において大きな差が生じている場合は、結果的に劣勢言語が優勢言語に取って替わられる、つまり言語の交代 (language shift, 言語取り替えとも) が起こるのが普通であるが、劣勢言語の集団の閉鎖性ないし独立志向が強い場合には、日常化した二言語併用のもとで上層語の圧倒的な影響を受けながらも集団の言語をいつまでも保持し続けるか、あるいは、最終的には上層語を採用するにしてもそれが完全な形ではなく、採用された言語に自らの古い言語の痕跡を濃厚に残すという形になりやすい。」(亀井孝ほか編著『言語学大辞典 第6巻 術語編』三省堂, 1996, p.477.)

(13) 内閣府経済社会総合研究所 (当時) の丸尾眞氏は、「統合 (Integration)」とは「これまで部外者であった人物乃至は集団が、より大きな社会的集団乃至は社会の一部になる過程」としている (丸尾眞「ドイツ・ヘッセン州における外国人・移民の現状及び統合政策」(ESRI ディスカッションペーパーシリーズ No.184) 内閣府社会経済研究所, 2007.6, p.6. <http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis190/e_dis184.html>)。ドイツの移民統合を考える場合、この定義が適切と思えるため、本稿ではこの定義を使用する。なお、ドイツ内務省ホームページでは、「統合とはドイツで永続的かつ合法的に生活する全ての人をこの社会に編入する長期的過程」としている。<http://www.bmi.bund.de/cln_165/DE/Service/Glossar/Functions/glossar.html?nn=105094&lv2=296430&lv3=151844>

(14) 個人や集団が、他の個人ないし集団の態度や感情を取得し、その経験や伝統を共有するに至る社会過程 (ブリタニカ・ジャパン編著『ブリタニカ国際大百科事典:小項目版 2008 (LogoVista 電子辞典シリーズ)』ロゴヴィスタ, 2007. より抜粋)。

(15) 例えば2010年10月9日、ドイツ訪問中のトルコのレジェップ・タイップ・エルドアン (Recep Tayyip Erdoğan) 首相との会談後の「同化ではなく、統合がテーマである」というメルケル首相の発言参照。„Merkel und Erdogan für bessere Integration,“ *DW-world.de*, 2010.10.9. <<http://www.dw-world.de/dw/article/0,6096912,00.html>>

(16) 強大ないし支配的な、ある特定の文化集団が、弱小ないし従属的な、別の異種文化集団を自己の文化に同化しようとする政策。植民地などに対して行なわれた。(日本国語大辞典第2版編集委員会・小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典 (第2版)』小学館, 2001.)

(17) 公用語としては、ドイツの他に、イタリア (南チロル)、オーストリア、スイス、ベルギー (東部ドイツ語地区)、リヒテンシュタイン、ルクセンブルクの6か国で使用されており、ドイツを合わせるとその話者は合計9521万5千人に達するとのことである。(「表1 ドイツ語公用語地域での母語・第2言語話者数」高橋秀彰『ドイツ語圏の言語政策—ヨーロッパの多言語主義と英語普及のはざままで』関西大学出版部, 2010, p.8.)

ドイツ国内には、ドイツ語を母語とする人々以外に、以前からの少数言語者としてゲルマン語系、スラブ語系及びインド・アリア語系の話者が存在するが、その数は少数にとどまるようである⁽¹⁸⁾。これに対して、1950年代以降に「外国人労働者」や「難民・亡命者」としてドイツに移住してきた人やその第2世代、第3世代を含めた「ドイツ語以外を母語とする人」の数は以前からの少数言語者を大きく上回っている⁽¹⁹⁾。

2005年、欧州委員会は、EU加盟国及び当時の加盟候補国であったブルガリア、ルーマニア、クロアチア及びトルコで大規模な言語調査を行い、その結果を『ヨーロッパ人とその言語』として、2006年2月に公表した⁽²⁰⁾。この中で、「あなたの母語 (mother tongue) は何ですか?」と問いかけ、各国における住民の「母語」と「国語 (国家語: state language)」⁽²¹⁾の関係について調査を行っている。母語と国語との食い違いは、イギリスでは8%、フランスでは9%であった。ドイツを見ると、ドイツ語以外の言語を母語とする割合は11%であり、その差が比較的大きくなっている。すなわち、ドイツの人口約8200万人中、約900万人は母語がドイツ語以外であり、その人々にとってドイツ語は新たに習得すべき言語となる。

以上をまとめると、ドイツ国内におけるドイツ語は7300万人近くの人々の母語 (第1言語) であり、約900万人にとっては意識的に習得が必要な第2言語となっている。また、基本的に学校教育での教授言語で、公用語の位置にあり、ドイツにおける共通語として、媒介言語⁽²²⁾の位置を占めていると言えよう。

II ドイツにおける移民問題

1 ドイツにおける移民問題の現状

(1) 「統一の課題」としての移民統合

2010年10月3日、ドイツ統一20周年の記念式典が各地で開かれた。ドイツ北部のブレーメン州が今年の主会場となり、クリスティアン・ヴルフ (Christian Wilhelm Walter Wulff) 大統領やアンゲラ・メルケル (Angela Dorothea Merkel) 首相が参列した。ヴルフ大統領が演説を行ったが、その中心テーマは「統合政策」であり、多くの部分を移民統合問題に割いていた⁽²³⁾。移民排斥、移民コミュニティの「平行社会 (Parallelgesellschaft)」⁽²⁴⁾化に対して警鐘を鳴らし、「イスラム教もドイツの一部である」と具体的にイスラム系移民の問題に触れた上で、ドイツは多様性によって存在すると述べている。

(18) 岡田俊幸・木村護郎「第7章 ドイツ 解説 ドイツの諸言語法」渋谷謙次郎編『欧州諸国の言語法—欧州統合と多言語主義』三元社、2005、p.299。ここでは、旧来の少数言語者を合計18万人程度と推計している。

(19) 同上、p.299。

(20) European Commission, *Special Eurobarometer 243 Europeans and their Languages*, 2006.2. (http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/ebs/ebs_243_en.pdf) 母語または外国語として使用されている言語では英語が51%、ドイツ語は2位で32%、3位にはフランス語が26%で続いている。一方、母語として使用している割合ではドイツ語は18%となり、英語の13%、イタリア語の13%、フランス語の12%を上回り、最大となっている。また、チェコとハンガリーでは、ドイツ語がもっとも使用される外国語となっている。

(21) この調査の定義では「国語 (国家語)」は、一国の国土全体で公的地位にある言語を、また、公用語 (official language) は一国の国土のある地域内もしくは国家全体で公的地位にある言語を意味している。

(22) 「同一の言語をもたない集団間で相互コミュニケーションを図る際に使用される言語である。」(三浦伸夫「第1章 覇権言語の興亡」木村護郎クリストフほか編『媒介言語論を学ぶ人のために』世界思想社、2009、p.23)

(23) „Deutschland lebt von Vielfalt,“ *Frankfurter Allgemeine FAZ.NET* (電子版), 4. Oktober. 2010. (<http://www.faz.net/s/Rub96094FA9F21849DD8EA772B18D7C2579/Doc~E0BC3C58964D94FD6825989602B91DA7E~ATpl~Ecommon~Scontent.html>)

(24) 少数派によって形成され、1つの国の中において多数派社会と並んで存在している社会のことである。Herausgegeben von der Dudenredaktion, *Duden Deutsches Universalwörterbuch 6. überarbeitete erweiterte Auflage*, Mannheim/Leipzig/Wien/Zürich, 2007.

この背景には、ドイツ統一に関するドイツ国民の肯定的評価があり、旧東ドイツと旧西ドイツの間に存在している格差に対する不満よりも、直面している移民統合、ユーロ危機、原発延命といった課題の方がより重要であるという一般的意識があるとされる⁽²⁵⁾。

現在のドイツにとっての重要な「統一問題」は東西間でなく、移民とドイツ社会の間にあるということであろう。

(2) 移民の背景を持つ人々

ドイツ連邦統計庁は2010年7月に2009年の小国勢調査(Mikrozensus)に基づき、『住民と就業—移民の背景を持つ住民』(以下「住民と就業」)⁽²⁶⁾という報告書を公表した。また、2010年6月、連邦政府の移民・難民・統合担当委員⁽²⁷⁾は『ドイツにおける外国人の状況に関する第8

次報告』(以下「第8次報告」)を公表した⁽²⁸⁾。「外国人」としているが、内容は現在のドイツの現状を踏まえた、2008年初頭から2010年初頭までの「移民の背景を持つ人々(Personen mit Migrationshintergrund)」⁽²⁹⁾に関する状況報告である。

これらの報告及び各種データに基づき、ドイツの移民問題の現状を簡単に述べることにする。

まず、ドイツの総人口と移民の背景を持つ人々の最近の状況である。「住民と就業」では、2009年にドイツの「移民の背景を持つ人々」は1600万人に達し、2004年に比べ71万5千人の増加となっている。総人口の減少⁽³⁰⁾もあって、総人口に占める割合は18.6%から19.6%に増加し、この傾向は今後も続くと考えられる(表1)。また、1973年以降の外国国籍者の数と比率は表2のとおりである。さらに、移民の背景を持つ1600万人は、表3のように分類される。

表1 2009年小国勢調査に見るドイツの人口と「移民の背景を持つ人々」

(単位:1,000人)

総人口	移民の背景を持たない人々	移民の背景を持つ人々(広義)*	移民の背景を持つ人々(狭義)	総人口に占める広義の移民の背景を持つ人々の割合
81,904	65,856	16,048	15,703	19.6%

* ドイツ連邦統計庁の定義によると一貫した規定ができない人がここに含まれる。

(出典) Statistisches Bundesamt, *Bevölkerung und Erwerbstätigkeit: Bevölkerung mit Migrationshintergrund - Ergebnisse des Mikrozensus 2009*, Statistisches Bundesamt, 2010.7, S.116. をもとに筆者作成。

〈<https://www-ec.destatis.de/csp/shop/sfg/bpm.html.cms.cBroker.cls?CSPCHD=0010000100004kd606yJ000000gcZ54QW1hOqPGGvKZ3dKGQ-&cmspath=struktur,vollanzeige.csp&ID=1025903>〉

(25) 「独統一20年 世論は評価」『朝日新聞』2010.10.4, p.4.

(26) Statistisches Bundesamt, *Bevölkerung und Erwerbstätigkeit, Bevölkerung mit Migrationshintergrund: Ergebnisse des Mikrozensus 2009*, Wiesbaden: Statistisches Bundesamt, 2010. 〈<https://www-ec.destatis.de/csp/shop/sfg/bpm.html.cms.cBroker.cls?CSPCHD=0010000100004kd606yJ000000gcZ54QW1hOqPGGvKZ3dKGQ-&cmspath=struktur,vollanzeige.csp&ID=1025903>〉

(27) 2005年の移民法施行以来、ドイツの移民問題・社会統合の体制は内務省が移民の統合を統括し、統合講習などの具体的施策の実施を連邦移民難民庁が行うことになっている。また、問題の重要性と多くの省庁、州、地方自治体に関連することもあり、マリア・ベーマー(Maria Böhmer)首相府政務次官が大臣格で政府の移民・難民・統合担当委員として移民統合を担当している。

(28) Die Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration, *8. Bericht der Beauftragten der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration über die Lage der Ausländerinnen und Ausländer in Deutschland*, Berlin, Juni, 2010. 〈http://www.bundesregierung.de/Content/DE/_Anlagen/2010/2010-07-07-langfassung-lagebericht-ib.property=publicationFile.pdf〉

(29) 「移民の背景を持つ人(々)」とは、ドイツに住む外国人に加え、①1949年以降に現在のドイツ連邦共和国に移住した人、②ドイツで生まれたすべての外国人、③ドイツ国籍を取得した外国人、④少なくとも両親の片方が移民であるか、もしくはドイツで生まれた外国人である人を意味している。

(30) ドイツの人口は1990年に7943万人、2000年に8208万人であった。ドイツ連邦統計庁の予測では、2008年の8208万人から2030年には7735万人~7903万人、2060年には6465万人~7012万人に減少する。

表 2 1973～2008年の総人口と外国人の割合(5年ごと)

年	総人口 (単位 1,000 人)	外国人人数 (単位 1,000 人)	外国人の割合 (%)
1973	62,101	3,991	6.4
1978	61,322	4,006	6.5
1983	61,307	4,574	7.5
1988	61,716	4,624	7.5
1993	81,338	6,977	8.6
1998	82,037	7,308	8.9
2003	82,532	7,342	8.9
2008	82,002	7,186	8.8

* 1988 までは旧西ドイツのみの統計である。

(出典) ドイツ連邦統計庁 (Statistisches Bundesamt) の「ドイツ人と外国人」統計より筆者作成。

〈<http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Content/Statistiken/Zeitreihen/LangeReihen/Bevoelkerung/Content100/lrbev02a,templateId=renderPrint.psml>〉

地域ごとの差も大きく、旧西ドイツ地域では人口の 22.4% が移民の背景を持つ人々であるのに対して、旧東ドイツ地域は、その割合が 4.8% にとどまっている。州ごとに見ていくと、ハンブルクの 27.8% を筆頭に、ブレーメン、バーデン・ヴュルテンベルク、ヘッセン及びベルリンが 25% を超えている。いくつかの大都市では、移民の背景を持つ人の比率がかなり高くなっており、年少者ではその傾向は一層顕著である(表 4)。

また、ドイツへの移民数は、現在減少傾向にあり(表 5)、ドイツへの帰化者も同様の傾向⁽³¹⁾にある(表 6)。すなわち、移民の統合という場合も、本人が直接移民体験を持っている移民第 1 世代の統合から、第 2 世代以降の人々のドイツ社会への統合が主たる課題となっているのである。ここに、「移民の背景を持つ人々」という概念が登場してきた理由が存在する。

また、ドイツの移民政策は、以前の単純労働分野ではなく、社会の維持・発展とグローバル

表 3 移民の背景を持つ人々の内訳(狭義)
2009 年小国勢調査

単位: 1,000 人	
現在または以前の国籍	移民の背景を持つ 住民数(狭義)
総数	15,703
ヨーロッパ	10,289
EU 加盟 27 ヶ国	4,690
ギリシャ	375
イタリア	771
ポーランド	1,298
ルーマニア	435
その他のヨーロッパ	5,598
ボスニア・ヘルツェゴビナ	240
クロアチア	367
ロシア連邦	1,060
セルビア・モンテネグロ	297
トルコ**	2,502
ウクライナ	251
アフリカ	477
アメリカ	385
アジア、オーストラリア、オセアニア	2,060
不詳その他	2,493

* 2009 年実施の小国勢調査 (Mikrozensus 2009) の結果に基づいたものである。

小国勢調査はドイツの全世帯の 1% を対象として毎年実施される抽出調査である。

** トルコはヨーロッパに分類されている。

(出典) Statistisches Bundesamt, *Bevölkerung und Erwerbstätigkeit: Bevölkerung mit Migrationshintergrund - Ergebnisse des Mikrozensus 2009* -, Statistisches Bundesamt, 2010.7, S.116. より筆者抜粋。
〈<https://www-ec.destatis.de/csp/shop/sfg/bpm.html.cms.cBroker.cls?CSPCHD=0010000100004kd606yJ000000gcZ54QW1hOqPGGvKZ3dKGQ-&cmspath=struktur,vollanzeige.csp&ID=1025903>〉

化する世界での経済成長のために「高度移民」⁽³²⁾を導入することへと目標を変更している⁽³³⁾。

ヴルフ大統領が統一 20 周年記念式典の演説で重要な問題として移民の統合を挙げるのは、すでに人口の 5 人に 1 人が移民の背景を持つ人々であり、その人たちの社会統合が不十分であるという認識があるためである。移民の統合状況を示す指標をいくつか紹介することとする。

(31) 最近では漸減傾向にある。この要因としては、1999 年以降、後期帰還者 (Spätaussiedler) のドイツ民族に属するかどうかの認定要件規定が厳密化したことと、後述する 2000 年の国籍法の改正で血統主義から出生地主義を加味したものになったことにより高まった帰化の波が、一段落したことが考えられる。

(32) 専門資格・専門知識を持つ高度熟練労働者、技術者、研究者等である。

(33) 2009 年 1 月 1 日から高度な移民の定住許可条件の緩和策等が実施されている。

表4 大都市における移民の背景を持つ人々 (2007年)

(単位:1,000人)

	総人口	移民の背景を持つ人々	割合 (%)	6歳未満の総人口	移民の背景を持つ6歳未満の人口	割合 (%)
アウクスブルク	263	104	39.5	13	8	61.5
ドルトムント	587	181	30.8	30	17	56.7
デュースブルク	498	146	29.3	24	13	54.2
デュッセルドルフ	578	182	31.5	29	17	58.6
エッセン	583	113	19.4	23	10	43.5
フランクフルト	653	274	42.0	40	27	67.5
ハノーファー	516	154	29.8	29	16	55.2
ケルン	990	305	30.8	52	27	51.9
ミュンヘン	1,229	457	35.2	70	41	58.6
ニュルンベルク	501	192	38.3	24	16	66.7
シュトゥットガルト	595	222	37.3	28	16	57.1

(出典) Die Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration, 8. Bericht der Beauftragten der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration über die Lage der Ausländerinnen und Ausländer in Deutschland, Berlin : Die Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration, Juni 2010, S.54.
 <http://www.bundesregierung.de/Content/DE/_Anlagen/2010/2010-07-07-langfassung-lagebericht-ib,property=publicationFile.pdf>

表5 移民統計

(単位:人)

1971	1975	1979	1983	1987	1991	1995	1999	2001	2003	2005	2006	2007
382,069	- 223,902	230,741	132,772	193,247	602,523	397,935	201,975	272,723	142,645	78,953	22,791	43,912

(出典) 連邦統計庁 (Statistisches Bundesamt) 「移民統計」 (Wanderungsstatistik) データから筆者抜粋。
 <<http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Content/Statistiken/Zeitreihen/LangeReihen/Bevoelkerung/Content75/lrbev07a,templateId=renderPrint.psm1>> ; <<http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Content/Statistiken/Bevoelkerung/Wanderungen/Tabellen/Content50/WanderungenInsgesamt,templateId=renderPrint.psm1>>

表6 ドイツへの帰化者の推移 (1997～2009年)

年	帰化者数
1997	278,662人
1998	291,331人
1999	248,206人
2000	186,688人
2001	178,098人
2002	154,547人
2003	140,731人
2004	127,153人
2005	117,241人
2006	124,566人
2007	113,030人
2008	94,470人
2009	96,122人

* 1999年までは後期帰還者 (Spätaussiedler) を含んでいる。後期帰還者とは旧ソビエト・東欧地域から帰還してきたドイツ人のうち、1993年以降の帰還者を指す。ちなみに、後期帰還者を除くと、1997、98、99年の帰化者数はそれぞれ、82,913人、106,790人、143,267人である。

(出典) 連邦統計庁 (Statistisches Bundesamt) 「帰化統計」より筆者作成。 <https://www-genesis.destatis.de/genesis/online?jsessionid=3959C666F162D842F6462E8685C293F4.tomcat_GO_2_1?operation=abruftabelleBearbeiten&levelindex=2&levelid=1290042506017&auswahloperation=abruftabelleAuspraegungAuswaehlen&auswahlverzeichnis=ordnungsstruktur&auswahlziel=werteabruf&selectionname=12511-0001&auswahltext=&werteabruf=starten> ; <<http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Navigation/Statistiken/Bevoelkerung/MigrationIntegration/Eingebuerger/Eingebuerger.psm1>>

(3) 格差と意識

例えば、25歳から65歳未満の労働力人口中の失業者 (Erwerbslosigkeit) の割合は移民の背景を持たない人が6.2%であるのに対し、移民の背景を持つ人は12.7%とほぼ倍になっている⁽³⁴⁾。また、所得を見ても、月額900ユーロ未満の層が移民の背景を持たない世帯のうちの13.2%であるのに対し、移民の背景を持つ世帯ではその割合は18.0%となる。逆に2,600ユーロ以上の所得の割合は、移民の背景を持たない世帯では

29.9%であり、移民の背景を持つ世帯では22.5%である⁽³⁵⁾。移民の背景を持つ人が冷遇されていることが数字となって表れている。

これは、若い世代の進路決定に関しても同様である。表7は『ドイツの教育2010』⁽³⁶⁾から15歳段階での学校種別と移民の背景の有無、経済状態、PISA2006⁽³⁷⁾の読解力のデータを抜粋したものである。

ドイツの学校制度は図1のようになっており、基礎学校終了時⁽³⁸⁾に将来の進路が基本的に決

表7 2006年PISA調査に見る15歳生徒の学校進路、読解力と移民の背景及び経済状態

経済状態	生徒数		学校種別					読解力
			基幹学校	実科学校	様々な教育課程を持つ学校	ギムナジウム	総合制学校	平均点数
	人数	%						
全 体								
低位	8,532	25.0	36.8	26.6	13.1	11.8	11.6	463
中位	17,100	50.0	18.3	29.7	10.1	31.7	10.2	513
高位	8,130	25.0	7.1	20.5	5.1	59.7	7.5	553
計	36,388	100	21.2	26.2	9.8	32.6	10.3	507
移民の背景を持たない生徒								
低位	5,232	19.5	30.5	26.0	19.5	12.9	11.1	479
中位	13,692	52.9	15.6	30.2	11.4	33.1	9.6	521
高位	6,772	27.6	5.6	20.3	5.5	61.3	7.3	558
計	26,223	100	16.0	26.6	11.5	36.6	9.3	522
移民の背景を持つ生徒 (少なくとも両親のどちらかが外国生まれ)								
低位	2,601	44.7	45.7	28.8	3.1	10.7	11.9	441
中位	2,422	39.6	29.8	28.7	3.8	26.3	11.4	488
高位	946	15.6	15.7	22.5	2.5	50.5	8.9	533
計	6,470	100.0	36.3	26.8	3.3	22.1	11.5	469

(出典) „Tab.D1-2A,“ Autorengruppe Bildungsberichterstattung im Auftrag der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland und des Bundesministeriums für Bildung und Forschung, *Bildung in Deutschland 2010*, Kultusminister Konferenz, Bundesministerium für Bildung und Forschung, 2010, S.247. より筆者抜粋。〈http://www.bildungsbericht.de/daten2010/bb_2010.pdf〉

(34) Statistisches Bundesamt, *op.cit.* (26), S.256.

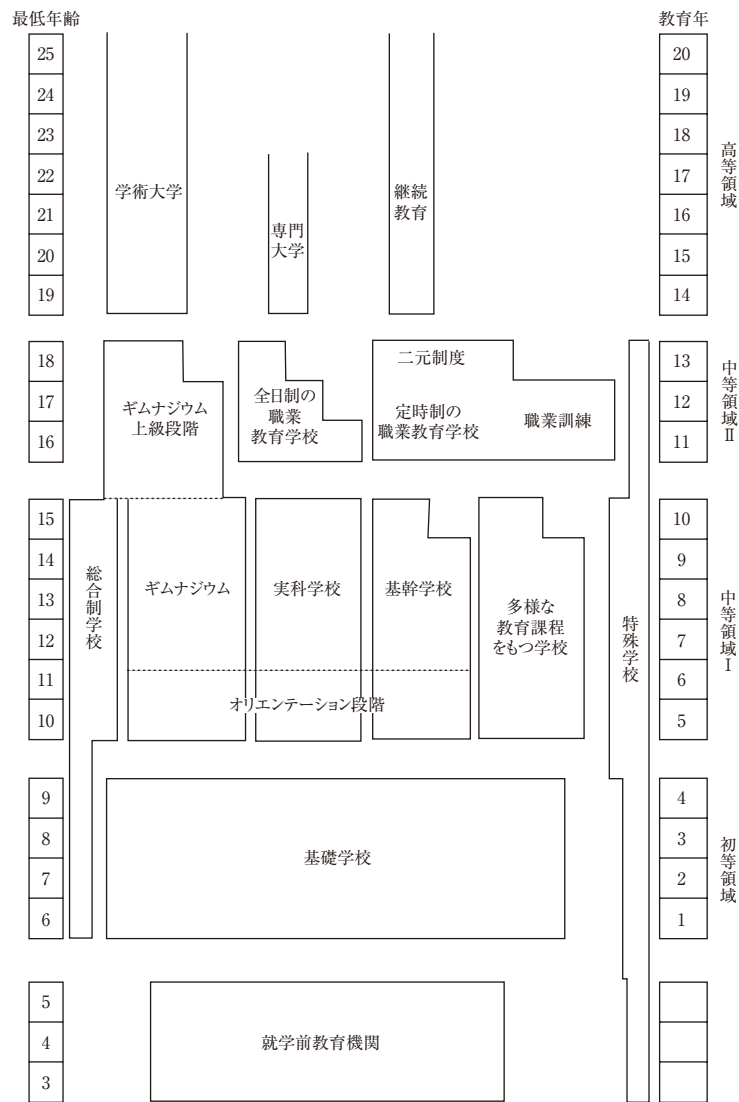
(35) Die Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration, *op.cit.* (28), S.219.

(36) Autorengruppe Bildungsberichterstattung im Auftrag der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland und des Bundesministeriums für Bildung und Forschung, *Bildung in Deutschland 2010*, Kultusminister Konferenz, Bundesministerium für Bildung und Forschung, 2010. 〈http://www.bildungsbericht.de/daten2010/bb_2010.pdf〉 以下、表題は「ドイツの教育2010」、著者はAutorengruppe Bildungsberichterstattungとする。2006年から2年に一度刊行されている。

(37) Programme for International Student Assessment: OECDが15歳の生徒を対象に行う国際学習到達度調査。3年に1回実施。PISA2006は2006年に実施された。

(38) 日本でいえば小学校4年修了時に進路が決定される。卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主に進む基幹学校、卒業後、主に職業教育学校に進む実科学校、大学進学希望者が主に進むギムナジウムの3つが基本的な進路である。なお、ベルリンとブランデンブルク州では基礎学校は6年制である。

図1 ドイツの教育制度図



(出典) Kai S. Cortina et al., *Das Bildungswesen in der Bundesrepublik Deutschland*, Reinbek [bei Hamburg] : [Rowohlt Taschen buch] Verlag, 2008, S.26, 木戸裕「現代ドイツ教育の課題」『レファレンス』703号, 2009.8, p.8. に引用

定され、教育権限がドイツ連邦共和国を形成する各州にある⁽³⁹⁾ことが特徴であるが、表7を見ると、すでに15歳までに、進路に関して大きな差異が発生していることが分かる。

移民の背景を持たない15歳の生徒では、ギムナジウム通学者の割合は37%を示し、少なくとも両親の一方が外国生まれの15歳の生徒の22%に比べ明らかに多くなっている。これに対して両親の少なくとも一方が外国生まれの15歳の生徒は、基幹学校に通学している割合が2倍以上となっている(16%対36%)。この不

均衡は、出身家庭の社会的状態と密接に結びついている。移民の背景を持つ生徒の半分近くが経済的に低位の家庭の出身であるのに対し、移民の背景を持たない生徒の中で低位の経済状態にあるのは、5人に1人にすぎない。

「ドイツの教育2010」は、「学校種別分布はすべての階層グループにおいて移民の背景を持つ生徒の方が、両親ともにドイツ生まれである生徒よりも不利になっており、移民の背景を持つ生徒は、同様な社会経済階層でみるPISAテスト成績結果でも低い値しか達成していない」⁽⁴⁰⁾

⁽³⁹⁾ 各州間での教育内容・制度等に関して調整を図るため常設の各州文部大臣会議 (Kultusministerkonferenz (KMK)) が設けられている。

とし、また、学習の進展についても、「特に両親双方が外国生まれであった生徒は、移民の背景を持たない同年齢者よりも明らかに悪い成績を示している」⁽⁴¹⁾と述べている。

一方、移民の統合に関して、移民自身やドイツの人々は実際どう感じているのであろうか。大手の世論調査機関であるアレンスバッハ世論研究所⁽⁴²⁾が2つの世論調査を行っている。

1つはベルテルスマン財団⁽⁴³⁾の依頼を受けた「ドイツの移民」⁽⁴⁴⁾という調査で、2009年に行われた。移民の背景を持つ1,581人への面接調査である。

この中では、①移民の背景を持つ人々の69%はドイツで快適である(wohl)と感じている、②58%の人が自分はドイツ社会の一部になっていると感じており、そう感じていない人は5%に止まっているとしている。そして、「大抵の移民はドイツを我が家のように感じており、ドイツ国家とその制度に強い信頼の気持ちを示している。だが、同時に、彼らのほぼ半分が土着の人に比べて認められていないと感じており、移民の家庭の子どもたちが冷遇されていると認めている」と調査結果を要約している。

もう1つは、連邦家族・高齢者・女性・青年省の委託で2010年に実施された「モニター調査 家族の生活2010」⁽⁴⁵⁾である。こちらは、16歳以上のドイツ在住者1,814人を対象とした面

接調査で、今年から新たに「移民の子どもの統合」が調査の重点テーマの1つに加わった。

この調査では、住民の65%が今までの移民と外国人の統合状況に関して「全く良くない」(19%)あるいは「あまり良くない」(46%)と判断している。また、子どもと青少年の統合についての評価はさらに悪く、「全く良くない」(20%)と「あまり良くない」(52%)となっている。加えて、いろいろと方策が考えられ、実施されているにも拘わらず、過去数年にわたって移民全体の統合状況に実質的な変化はないと受け止められている。

また、先に挙げた「第8次報告」⁽⁴⁶⁾をみると、移民の背景を持つ人々は結婚相手を外国人(40.5%)及び移民の背景を持つドイツ人(34.7%)から選ぶことが多い。一方、これに呼応するように、移民の背景を持たない人々が、移民の背景を持つドイツ人と結婚している割合はわずかに2%となっている。この数字は、2つの社会集団が分離して存在している平行社会の現実を端的に表している。移民の社会統合が徐々に進んでいるにせよ、やはり、現在でも大きな問題がドイツには存在しているということができよう。

この状況を受けて、2007年にまとめられた、「国民統合計画(Der Nationaler Integrationsplan)」の序文⁽⁴⁷⁾でメルケル首相は「私たちは残念ながら余りにも多くの人々の統合が不十分な状態

(40) Autorengruppe Bildungsberichterstattung, *op.cit.* (36), S.65. 詳細は後述のII - 3(2)参照。

(41) *ibid.*, S.87.

(42) 正式名称はInstitut für Demoskopie Allensbach Gesellschaft zum Studium der öffentlichen Meinung mbH. ドイツの5大世論調査機関の1つである。〈<http://www.balticnordic.com/institut-fur-demoskopie-allensbach-gesellschaft-zum-studiu/company.html>〉

(43) ドイツの大手出版社であるベルテルスマンが設立した財団。移民問題・教育問題にも力を注いでいる。〈<http://www.bertelsmann-stiftung.de/cps/rde/xchg/SID-CFC23E20-EF391785/bst/hs.xsl/389.htm>〉

(44) Institut für Demoskopie Allensbach, *Zuwanderer in Deutschland*, Bertelsmann-Stiftung, 2009. 〈http://www.bertelsmann-stiftung.de/cps/rde/xbcr/SID-15B74B56-30671F80/bst/xcms_bst_dms_28825_28831_2.pdf〉

(45) Institut für Demoskopie Allensbach, *Monitor Familienleben*, 2010. 〈<http://www.ifd-allensbach.de/main.php?selection=73&rubrik=0>〉

(46) Die Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration, *op.cit.* (28), S.48.

(47) Die Bundesregierung, *Der Nationale Integrationsplan Neue Wege : Neue Chancen*, Berlin : Presse und Informationsamt der Bundesregierung, Juli 2007, S.7. 〈<http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Publikation/IB/Anlagen/nationaler-integrationsplan.property=publicationFile.pdf>〉

にあることを知っています。とりわけ、ドイツ語知識の不足と教育及び職業訓練の弱さがそれに該当します。この不足は相対的に高い失業率と加えて社会的隔絶という形で表れています」と述べ、教育、職業訓練と並んでドイツ語を重視する姿勢を明確にしている。

また、「ドイツにおける移民の言語的統合」と題した連邦移民難民庁の研究報告書⁽⁴⁸⁾は「受入れ国の言葉に関する知識が移民の統合にとって必須である」とその冒頭に記している。ここには、教育も職業訓練も、その効果を上げるためには、言葉の理解がなければならないし、社会参加も、社会統合もまた同様であるという基本認識が存在していると言ってよいであろう。

この単純であるが故に深刻である認識に至る過程を振り返ってみたい。

2 戦後ドイツの移民問題と新移民法

歴史的に見てドイツはアメリカ大陸などへ多くの移民を送り出してきた国である⁽⁴⁹⁾。これが様変わりしたのは1950年代であり、移民の送

り出し国から受入れ国への大転換が起きた⁽⁵⁰⁾。

移民問題の専門家であるクラウス・J・バーデ (Klaus J. Bade) 教授は、第2次世界大戦終了後のドイツへの大きな移民グループとして、雇用(労働)移民(「ガストアルバイター」と通称される外国人労働者)受入れ制度による移民、難民・亡命希望者、ドイツ系帰還者(Aussiedler)・後期帰還者(Spätaussiedler)⁽⁵¹⁾の3種類を挙げている⁽⁵²⁾。労働移民が多くの比率を占めるのはフランスなど他の西ヨーロッパ先進各国と同様であるが、ドイツの移民問題の特色は、植民地からの移民の問題を持たないことと第2次世界大戦の戦後処理問題及び東西冷戦の影響にある。

ドイツ社会では1970年代からいわゆる「ガストアルバイター」問題が発生し、2000年には国籍法の大きな改正⁽⁵³⁾が行われたが、進んで自国を「移民国家」と規定することはなかった。外国人移民とその社会統合に関する基本構想は、事実上の「移民国」になった現実から目をそらすことで、長らく放置され、政策決定プロセスから排除されていたと言える。そのため、

(48) Sonja Haug, *Sprachliche Integration von Migranten in Deutschland*, Working paper 14 der Forschungsgruppe des Bundesamtes für Migration und Flüchtling, Bundesamt für Migration und Flüchtling, 2008. <http://www.bamf.de/cln_180/SharedDocs/Anlagen/DE/Migration/Publikationen/Forschung/WorkingPapers/wp14-sprachliche-integration,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/wp14-sprachliche-integration.pdf>

(49) 岩本順子「移民たちが旅立った街」はアメリカ大陸への移民船が出航したブレーマーハーフェン(ブレーメンの外港)とハンブルクにある移民博物館の紹介を行っている。<<http://www.newsdigest.de/newsde/content/view/521/16/>>

(50) ドイツ連邦統計庁の移民統計は1950年から始まっている。戦後の混乱期である1950年を除くとドイツへ入ってくる移民数がドイツから出国する移民数を初めて上回るのは1957年である。ここが転換点と考えられる。移民統計のURLは、表5を参照。

(51) 第2次大戦後、東ヨーロッパ・旧ソビエトからドイツに帰還してきた人々。このうち、1993年以降に帰還してきた人々を特に後期帰還者と呼ぶ。

(52) クラウス・J・バーデ「戦後ドイツの移民受け入れと社会統合政策」『Magazin-Deutschland.de』2008年第5号, 2008.10. <[http://www.magazine-deutschland.de/jp/artikel-en/article/mdissue/085.html?tx_ttnews%5Bttnews%5D=1001&tx_ttnews%5BbackPid%5D=75&cHash=19010a3a3a088bcdb5d4a0cbea0619b0&tx_ttnews\[issue\]=085](http://www.magazine-deutschland.de/jp/artikel-en/article/mdissue/085.html?tx_ttnews%5Bttnews%5D=1001&tx_ttnews%5BbackPid%5D=75&cHash=19010a3a3a088bcdb5d4a0cbea0619b0&tx_ttnews[issue]=085)>

(53) 「国民統合計画」『Magazin-Deutschland.de』2008年第5号, 2008.10. 参照。<<http://www.magazine-deutschland.de/jp/artikel-en/article/article/politik-nationaler-integrationsplan.html>> ドイツの国籍法は2000年に抜本改正され、いわゆる「血統主義」に「出生地主義」を加味したものになった。この改正により、親の少なくとも一方が子どもの出生時点で8年以上合法的に滞在しているか、少なくとも3年前から無期限滞在許可を所持している等、一定の要件を満たす外国人の両親から生まれた子どもには、親の国籍以外にドイツ国籍が自動的に与えられる。しかし、改正国籍法に取り入れられた出生地主義は「選択義務」と結び付けられており、二重国籍を持つ若い人々も、23歳までにはどちらか一方の国籍を選択しなければならない。

2001年の移民委員会答申⁽⁵⁴⁾を受けて、2002年から2004年にかけて展開された移民法制定に向けた議論の中で、ようやく形を取ることとなった⁽⁵⁵⁾。そして、この具体的な表れが2005年の移民法制定とそれに基づくドイツ社会への移民の統合方策の推進であった。この法律で、移民の統合促進のため、部分的に受講を義務化した語学・オリエンテーション講習の実施が定められたのである⁽⁵⁶⁾。

3 移民の子どもたちに対するドイツでの教育

(1) 2000年まで

労働移民が増えるにつれ、その子どもたちに対する教育が現実的な問題として浮上してきた。当初、労働移民は、いずれは帰国するであろうと考えられたため、ドイツ語教育とともに、帰国に備えた母語教育も行われていた。1950年代末から1960年代初頭のことである。この時期の教育は、分離的傾向にあり、外国人とドイツ人とは別のクラスで教育を受けるべきであるとされた⁽⁵⁷⁾。

一方、滞在の長期化という現実に対応し、1960年代から旧西ドイツ諸州の教育当局は外国人労働者の子どもたちをドイツの学校に編入させるために努力を払ってきた。その際、政策の指針となったのはユネスコやヨーロッパ各国の動向であった。ユネスコは1960年の総会で「教育における差別の防止に関する勧告」を採択し、「外国人少数集団の子どもの教育を受ける権利」を確認した⁽⁵⁸⁾。一方、欧州評議会⁽⁵⁹⁾加盟国の教育大臣たちによって構成される常設ヨーロッパ教育大臣会議は、1971年に、移住者及びその子どもたちの教育問題が共通の政策課題として重要視されなければならないとの見解⁽⁶⁰⁾を示した。

このような国際的な動きもあり、西ドイツの各州文部大臣会議⁽⁶¹⁾は移民の子どもたちの教育に関して対応を図った。その中では2つの決議が重要とされている⁽⁶²⁾。1つは1964年の「外国人子弟のための授業に関する決議」⁽⁶³⁾であり、ここでは①外国人子弟のドイツの義務教育への完全な編入、②外国人の子どもの母語教育の促

54) 委員会の正式名称は「Unabhängige Kommission „Zuwanderung“」、委員長は元連邦議会議長のリタ・ジューズムート (Rita Süßmuth)。報告書では移民統合を重要な政策課題とした (近藤潤三「第3章 移民法の成立過程」『移民国としてのドイツ』木鐸社、2007、pp.107-118)。報告書は、Unabhängige Kommission „Zuwanderung“, *Zuwanderung gestalten Integration fördern*, 4. Juri, 2001. である。〈<http://www.spiegel.de/media/0,4906,2915,00.pdf>〉

55) バーデ 前掲注52

56) 同上。バーデ教授は「移民法はドイツが非公式移民国から公式移民国へ脱皮していくための、重要な一歩となった」としている。なお、移民法 (Zuwanderungsgesetz) は第1章「滞在法」等全15章で構成されている。

57) 平高史也「移住者に対するドイツの言語教育—母語教育を中心に—」庄司博史編『移民とともに変わる地域と国家』人間文化研究機構国立民族学博物館、2009、p.319。

58) これは「教育差別禁止条約」(1962年発効)となった。日本は未加入。(朝日新聞社『知恵蔵』2010)。

59) Council of Europe: 欧州協議会、欧州会議とも呼ばれる国際機関で人権、民主主義、法の支配という共通価値の実現に向けた加盟国間の協調拡大を目的とする。“Statute of the Council of Europe”に基づき、1949年に創設。加盟国は47か国であり、日本はオブザーバーとして参加している。本部はストラスブール。

60) Standing Conference of European Ministers of Education, *Resolution on the information document on the work of the international organizations, and main themes of forthcoming conferences and priority areas for European action and co-operation in education (N° 4)*. (adopted during the seventh Conference of Minister of Education of the Council of Europe, Brussel, Belgium, 8-10 June 1971.) 〈http://www.coe.int/t/e/cultural_cooperation/education/standing_conferences/s.7thsession_brussels1971.asp#TopOfPage〉

61) 前掲注39参照。

62) 天野正治編著『ドイツの異文化間教育』玉川大学出版部、1997、p.20。

63) Unterricht für Kinder von Ausländern, Beschluss der Kultusministerkonferenz vom 14/15. Mai 1964.

進、という基本原則が決定されている。もう1つが1971年の「外国人労働者子弟のための授業に関する決議」⁽⁶⁴⁾である。ここでは、1964年の原則に基づき、①外国語としてのドイツ語習得への強力な援助、②入学時から外国人の子どもがドイツ人の子どもと同一のクラスで学ぶようにすることが原則、③母語や出身国の文化の保持等が決議された。この時期には、2言語学習、多文化主義⁽⁶⁵⁾による異文化間教育 (interkulturelle Erziehung)⁽⁶⁶⁾の方向が大きく踏み出されたと言ってよい。

その後、1990年代以降は、東西冷戦の終結やEU発足に伴い、国境を越えた人、モノ、資本の流れを拡大しようとする動きが勢いを増していった。異文化との共存が現実となり、多文化主義が社会の中で地歩を固め、母語教育がドイツ語教育と並んで大きな比重を持っていたのが、おおむね2000年代初めまでの状況である。したがって、ここに至るまでの流れは、大きく、「外

国人教育から異文化間教育を経て複言語主義へとまとめることもできよう⁽⁶⁷⁾。

(2) PISA ショックと移民の背景を持つ子どもたち一学力不振

移民法が国民的論議を呼んでいたのとちょうど同じ時期に、ドイツでは、PISA2000年調査⁽⁶⁸⁾での成績不振から「PISA ショック」が発生した。その後、ドイツの成績は全体的には向上してきたが、その過程で注目されたのが学校教育における外国人や移民の子どもたちとドイツ人の子どもたちの間での学力格差の問題である。特に問題となったのは、一般的に言えば世代を経ると改善されるはずの就学状況や学業成績が、移民の第2世代の子どもたちでは移民の第1世代よりも悪化しているということで、他の国ではあまり見られない現象であった。2000年以降のPISA調査における「移民の背景を持つ子ども」と「移民の背景を持たない子ども」の成績の差

表8 15歳の移民の背景を持つ生徒と持たない生徒との学力差 (2000～2006年PISA調査)

年	移民の背景を持つ生徒	読解力	数学的リテラシー	科学的リテラシー
		点数の差		
2000	第1世代	- 79	- 73	- 88
	第2世代	- 75	- 77	- 90
	親の片方が移民	- 7	- 15	- 10
2003	第1世代	- 72	- 66	- 76
	第2世代	- 81	- 79	- 95
	親の片方が移民	- 11	- 22	- 19
2006	第1世代	- 73	- 67	- 79
	第2世代	- 84	- 80	- 95
	親の片方が移民	- 31	- 30	- 37

* 読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの定義は、「用語解説」経済協力開発機構 (OECD) 編著 (徳永ほか訳) 『図表でみる教育 OECD インディケータ (2009年版)』明石書店, 2009, pp.485-505. 参照
(出典) Autorengruppe Bildungsberichterstattung (Hrsg.), *Bildung in Deutschland 2008: Ein indikatorengestützter Bericht mit einer Analyse zu Übergängen im Anschluss an der Sekundarbereich*, Bielefeld: Bertelsmann, W, 2008, S.268. <http://www.bildungsbericht.de/daten2008/bb_2008.pdf>

(64) Unterricht für Kinder ausländischer Arbeitnehmer, Beschluss der Kultusministerkonferenz vom 3. Dezember 1971.

(65) 「多文化主義 (Multiculturalism)」: マルチ・カルチャリズムともいう。さまざまな人種、民族、階層がそれぞれの独自性を保ちながら、他者のそれも積極的に容認し共存していこうという考え方、立場。「人種のるつぼ」的な同化主義に対抗する考え方で、カナダでは1971年に政策の基本方針として定められ、1988年には世界初の多文化主義法が制定された。(ブリタニカ・ジャパン編著 前掲注(14)より抜粋)

(66) 一緒に学ぶことを通してドイツ人の子どもは多文化を知って、偏見を取り除き、移民の子どもは自分の文化・言語が周囲に認められることで自分の価値を高める契機とする教育を行うという考え方である。

(67) 平高 前掲注(57), p.319.

(68) PISA2000, 2003, 2006の結果はOECD iLIBRARYを参照。<<http://www.oecd-ilibrary.org/>>

をまとめた表があるので、それを紹介する(表8)。

このように移民の背景を持つ者と持たない者にはドイツ語能力だけでなく、他の部分でも大きな成績の差が発生している。マックス・プランク教育研究所の研究者グループは『ドイツ連邦共和国の教育制度』⁽⁶⁹⁾の中で、PISA2003の枠組みにおいてドイツで集計されたデータに基づくと、「学習の進展の[差の]割合は1教育年においてほぼ25点とみなしうる」⁽⁷⁰⁾としている。2006年調査を見ると、移民の背景を持つ子どもの第2世代は移民の背景を持たない子どもよりも読解力で84点、科学的リテラシーで95点低くなっている。上記の見解を適用すれば、その差は3年から4年と算定されることになる。

PISA調査によって、移民の背景を持つ人々の学力不振とその根底にあるドイツ語能力という基本的な問題が明らかになったわけである。

4 国民統合計画

新移民法制定を始めとして、移民国という立場を鮮明にしてきたドイツであるが、ネオナチによる外国人移民襲撃や、ベルリンのリュトリ基幹学校事件⁽⁷¹⁾によって移民統合の問題点が一段と明確となり、この問題への対応が焦眉の急となった。2006年7月、ドイツ政府はメルケル首相が関係者に呼びかけを行い第1回目の「統合サミット (Der Integrationsgipfel)」⁽⁷²⁾を開

催して、統合問題に本腰を入れる姿勢を示した。そして、翌年、2007年の第2回「統合サミット」において、「国民統合計画」⁽⁷³⁾が公表された。

この国民統合計画は、統合に関する初めての全国規模でのプランであり、策定には、連邦政府・州政府・地方自治体のほか、学術・メディア・文化・経済・スポーツ界の代表機関、労働組合、宗教団体、さらに移民団体が参加した。また、法的拘束力はないが、各参加者が「誓約 (Selbstverpflichtung)」という形で具体的措置の実施を担保したところに特徴があった。

具体的には、①移民向け統合講習 (Integrationskurs) の改善、②幼少期教育: 最初からのドイツ語促進、③良質な教育と職業教育を確保し、労働市場でのチャンスを高める、④女性・少女の生活状態改善と男女同権の実現、⑤現場での統合の支援、⑥文化と統合、⑦スポーツを通じた統合、⑧メディア、⑨市民的参加と平等な関与を通じての統合の強化、⑩学問の各分野での具体的措置が盛り込まれている。

この計画には、移民に社会編入のチャンスを開く400以上の具体的措置が記されているため総花的に見えるが、特徴は、統合に関して、ドイツ語習得と教育政策に大きな比重が割かれているところにある。以下、言語教育に関連する部分を中心に国民統合計画の概要⁽⁷⁴⁾を紹介する。

(69) Kai S. Cortina et al., *Das Bildungswesen in der Bundesrepublik Deutschland*, Reinbeck bei Hamburg: Rowohlt Taschenbuch Verlag, 2008.

(70) *ibid.*, S.713.

(71) 2006年4月、ベルリンのノイケルン地区のリュトリ基幹学校 (Hauptschule) の教師が、市教育長宛の手紙で、生徒の暴力が激しくもはや手に負えないという理由で、自分たちの学校を閉鎖することを要求した。この手紙はドイツ国内に大きな反響を巻き起こした。この基幹学校の生徒の80%以上は、移民家庭の出身であった。

(72) 今までに4回開催された。主催はドイツ連邦政府である。第3回は2008年11月6日、第4回は2010年11月3日に開かれた。参加者は連邦政府・州政府・地方自治体のほか、学術・メディア・文化・経済・スポーツ界の代表機関、労働組合、宗教団体、さらに移民団体などであり、第4回には120名以上の参加があった。第4回の詳細に関しては下記のドイツ連邦政府 online を参照。〈http://www.bundesregierung.de/nn_56546/Content/DE/Artikel/2010/11/2010-11-03-integrationsgipfel-mittwoch.html〉

(73) Die Bundesregierung, *op.cit.* (47)参照。

(74) 大島秀之「第2部第2章 ドイツにおける最近の移民政策の動向」労働政策研究・研修機構編『諸外国の外国人労働者受入れ制度と実態』(JILPT資料シリーズ No.46) 労働政策研究・研修機構, 2008. 参照。国民統合計画の内容に関してまとめた紹介がなされている。

(1) 連邦の措置

まず、冒頭の声明で、連邦政府は統合の問題点として、移民の子どもたちの教育の低迷とドイツ語習得支援に関する欠陥について認め、「まさに、移民の第2世代、第3世代の部分においてこそ統合の遅れを回復する必要性が極めて高いのである」⁽⁷⁵⁾と基本姿勢を明らかにし、教育が社会的、文化的及び経済的統合の鍵であり、ドイツ語の習得がその重要な前提となるとの基本認識のもとに、具体策として、①ドイツ全体において、移民の背景を持った子どもの統合及び言語促進 (Sprachförderung)⁽⁷⁶⁾のために、子どものための通園施設 (Kindertageseinrichtung)⁽⁷⁷⁾を拡充し、また、州や地方自治体と共同で保育施設の拡充に努め、3歳未満の子どもの35%が利用できるようにする、②子どものための通園施設から職業教育まで一貫した言語促進を可能にするための言語状態テストの研究を促進する、③中退者を減らすため、学校に來ない子どもを基幹学校に集めて再教育を行うことで学校修了証の取得チャンスを与える、などの措置を講ずるとした。

また、「言語を通じての統合措置」としては、「言語は統合の前提である」という原則に立ち、2005年に開始した移民を対象とした統合講習の時間数の拡大と質的向上を図るとした。

(2) 各州の措置

各州も教育における統合に関して措置を講ずるとしている。概要は以下の通りである。

①乳幼児学童保育総合施設 (Kindertagesstätten)

における早期の言語促進教育

- ②就学前言語状態テストを実施し、必要な場合には促進措置を追加実施
- ③乳幼児学童保育総合施設と基礎学校との共通もしくは密接に関連した教育・保育プランの促進
- ④言語促進のため、移民の背景を持つ子どもの割合の高い施設に対する追加的支援措置
- ⑤全ての種類の学校及び全ての段階において言語促進措置を行うよう配慮
- ⑥全ての教員が授業の中で言語教育ができるようにするために必要な継続教育の実施

(3) 各州文部大臣会合 (KMK) 決定

第1回移民サミットが開かれたのと同じ2006年7月に、各州文部大臣会議は連邦教育・研究省と共同で最初の教育報告⁽⁷⁸⁾を作成したが、その重点テーマは「教育と移民」であった。また、同年11月には、「移民」第2次報告書⁽⁷⁹⁾を発表した。ここでも「国民統合計画」と同様にドイツ語習得の重要性が確認されている。特に年齢にふさわしいドイツ語能力の発展が、教育成果を上げるためには優先されるべきであるとし、知識獲得とコミュニケーション能力にとって決定的であるという立場を示している。

以上、戦後ドイツの移民問題と移民の子どもたちに対する教育を概観し2007年の「国民統合計画」の内容について、言語教育を中心に見てきたわけである。整理すると、この間の一連の流れは、移民統合問題の顕在化と深刻化に比

⁽⁷⁵⁾ Die Bundesregierung, *op.cit.* (47), S.12. 参照。

⁽⁷⁶⁾ 言語促進支援とも訳される。適切な方法により、年齢相応の言語発達状況へと子どもを導くための取り組みである。主に、就学前段階及び学校教育の初期段階で実施されるが、最近はその実施範囲が拡大してきている。

⁽⁷⁷⁾ 就学前保育・教育体制は後述Ⅲ-2を参照。

⁽⁷⁸⁾ Autorengruppe Bildungsberichterstattung, *op.cit.* (36)の第1回報告のことである。第1回の表題は *Bildung in Deutschland 2006*。(ドイツの教育2006)である。

⁽⁷⁹⁾ SEKRETARIAT DER STÄNDIGEN KONFERENZ DER KULTUSMINISTER DER LÄNDER IN DER BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND, *Bericht „ZUWANDERUNG“ (Beschluss der Kultusministerkonferenz vom 24.05.2002 id.F. vom 16.11.2006)*. 第1次報告は2002年に作成されている。(http://www.kmk.org/fileadmin/veroeffentlichungen_beschluesse/2002/2002_05_24-Zuwanderung.pdf)

例してドイツ社会の統一を保つ必要性が増大したために、共通語としてのドイツ語習得に力点が置かれるようになっていく過程として理解することができる。新移民法に基づく統合講習の設置や帰化テスト⁽⁸⁰⁾もまたこの流れに含まれていると言えよう。

国民統合計画では、確かに「教育を通しての統合」の中の「言語促進 / 学校における多言語」という部分で、多言語の意義について承認し、移民の背景を持つ子どもの出自言語⁽⁸¹⁾あるいは家族言語も含まれるとしている⁽⁸²⁾。しかしながら、これは、ドイツ語の共通語及び教育言語としての特別な価値を踏まえてのものであり、あくまでも教育を通しての統合の主眼はドイツ語の習得部分にあると言えよう。したがって、振り子は複言語・多文化から共通言語としてのドイツ語習得の方向に振れたわけである。

そして、この流れは、移民統合・保育・教育の現場で具体的に実施されていくこととなる。

Ⅲ 移民を対象とした言語教育—統合講習と言語促進

ドイツにおける移民統合を目的とした言語教育には2つの大きな柱がある。1つは、連邦移民難民庁が実施する大人を主たる対象⁽⁸³⁾とした統合講習であり、もう1つは子どもを対象に就学前から開始される言語促進である。

1 移民法にみるドイツ語習得—統合講習

2005年に開始された移民法に基づく統合講習⁽⁸⁴⁾は、2007年12月5日の統合講習令の改正を受けて、現在、語学講習は最大900時間までに延長され、ドイツの法秩序、文化および歴史を内容とするオリエンテーション講習も45時間に延長された。

統合講習受講者は、簡単なドイツ語による意思疎通ができない長期滞在者を含む外国人、1年以上の滞在許可を申請した外国人、後期帰還移住者、ドイツ語の知識がないドイツ国籍保有者など移民や移民の背景を持つ人々である。長期にドイツに滞在していても、ドイツ語を使う機会の少ない生活を送ることの多い移民の中にはドイツ語能力の低い人も多い。連邦統計庁の『Datenreport 2006』⁽⁸⁵⁾や連邦移民難民庁の委託研究報告『統合の進展』⁽⁸⁶⁾では、移民全体のド

⁽⁸⁰⁾ 国籍取得に際しては以前から十分なドイツ語能力が要件となっている。2007年の国籍法改正に際して、第10条に新たに第1項第7号としてドイツにおける法的社会的秩序と生活事情の知識を有することを要件に加え、合わせて第5項として帰化テスト(Einbürgerungstest)とその準備としての帰化準備講習(Einbürgerungskurs)を定め、2008年9月1日から施行した。帰化テスト用にドイツ連邦全体の「民主主義における生活」、「歴史と責任」及び「人間と社会」に関する共通問題300問と各州ごとに10問ずつの問題が作成され、公開されている。この中から合計33問が出題され17問に正解すれば合格となる。

⁽⁸¹⁾ Herkunftssprache. 「母語」とほぼ同義で使用されている。

⁽⁸²⁾ Die Bundesregierung, *op.cit.* (47), SS.25-26. 参照。

⁽⁸³⁾ 移民法第1章として制定された「連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律(滞在法)第44条第3項第1号」に学校教育を受ける場合の除外規定がある。前掲注⁽⁸⁰⁾参照。

⁽⁸⁴⁾ 「連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律(滞在法)」第3章「統合」の第43条「統合講習(Integrationskurs)」、第44条「統合講習に参加する権利」、第44a条「統合講習への参加の義務付け」、第45条「統合プログラム」で規定されており、内容はドイツ語とオリエンテーションである。

⁽⁸⁵⁾ Statistisches Bundesamt, „Tab2: Sprachkenntnisse und Bildung von Deutschen und Zuwanderern in Westdeutschland.“ *Datenreport 2006*, SS.567-568. <<https://www-ec.destatis.de/csp/shop/sfg/bpm.html.cms.cBroker.cls?cmspath=struktur,vollanzeige.csp&ID=1019108>>

⁽⁸⁶⁾ Christian Babka von Gtostomki, *Fortschritte der Integration (Forschungsbericht 8)*, Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, 2010, SS.103-114, 222. <http://www.bamf.de/cln_092/nn_443728/SharedDocs/Anlagen/DE/Migration/Publikationen/Forschung/Forschungsberichte/fb8-fortschritte-der-integration.templateId=raw.property=publicationFile.pdf/fb8-fortschritte-der-integration.pdf>

イツ語能力は以前に比べて改善したが、トルコ系の35歳以上の女性のドイツ語能力には大きな問題があることが示されており、ドイツ語での意思伝達の問題が社会統合に与える影響についても言及がなされている。また、『ドイツにおける移民の言語的統合』では、トルコ人女性とポーランド人男性が、ドイツ語能力に問題があるグループとして挙げられている⁽⁸⁷⁾。

語学講習は、基本的には600時間である。基礎コース300時間と発展コース(Aufbaukurs)300時間からなっており、連邦移民・難民庁から認可された市民大学や語学学校などで実施される。終了時には試験があり、内容は、欧州評議会(Council of Europe)が作成した「外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠(Common European Framework for Reference of Languages)」の言語レベルB1⁽⁸⁸⁾に相当する。また、試験に合格しなかったが一定の点数を取った場合は、A2レベルの資格証明証が出され、300時間の復習コースに通った後、再試験となる。

オリエンテーション試験は、連邦移民・難民庁のホームページで公開されている250問の中から25問が出題され、45分間で13問正解すれば合格となる。語学試験とオリエンテーション試験の両方に合格して、初めて、統合講習完了の証明証が獲得できる。

現在までの統合講習の実績は表9のようになっている。B1レベルでの合格者と合格率が向上しているのは、A2レベル資格証明付与や受講時間の延長の効果と思われる。

2 言語促進—幼児に対する早期ドイツ語教育

ドイツでは、幼稚園(Kindergarten)と保育所(Kinderkrippe)は、「児童福祉施設」として位置づけられており、通園は義務ではない。「連邦家族・高齢者・女性・青少年省」は大綱を示し、制度の運用や教育・保育内容は各州が裁量権を持っているとされている⁽⁸⁹⁾。

0歳～3歳未満の子どもが通うのが基本的に保育所であり、これは、0歳～1歳までの乳児

表9 統合講習実績 2005年—2009年

(単位：人)

		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	計(2005年以降)
新規参加資格者		215,655	143,392	141,591	155,504	145,934	802,076
新規参加者		130,728	117,954	114,365	121,275	116,052	600,374
試験参加資格者		31,478	76,401	67,052	73,557	70,968	319,456
試験参加者		17,482	50,952	43,853	78,163	104,387	294,837
合格者	B1 レベル	12,151	36,599	29,544	37,438	47,154	162,886
	A2 レベル	—	—	—	8,820	25,984	34,804
試験合格率	対：試験参加資格者	38.6%	47.9%	44.1%	50.9%	66.4%	51.0%
* B1のみで算定	対：試験参加者	69.5%	71.8%	67.4%	47.9%	45.2%	55.2%

(出典) Die Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration, „Tabelle19: Integrationskurs 2005-2008-Struktur der Kursteilnehmer.“ 8.Bericht der Beauftragten der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration über die Lage der Ausländerinnen und Ausländer in Deutschland, Berlin : Die Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration, Juni, 2010. より筆者抜粋。(<http://www.bundesregierung.de/Content/DE/_Anlagen/2010/2010-07-07-langfassung-lagebericht-ib.property=publicationFile.pdf>)

⁽⁸⁷⁾ Haug, *op.cit.* (48), SS.5-6.

⁽⁸⁸⁾ B1、A2は欧州評議会(Council of Europe)が作成した「外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠」で示された言語レベルである。基礎のA1からC2まで6つの段階がある。下から2番目のA2は基礎段階の言語使用者で、外国語で身近で日常的な事柄の情報交換が可能なレベルを示す。その上の、B1は自立した言語使用者で、標準的な話し方であれば理解でき、そう複雑でない文脈であれば自分で説明できるレベルを示している。吉島茂ほか訳編『外国語教育Ⅱ—外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠—』朝日出版社, 2004。(原書名: John Trim et al., *Common European Framework for Reference of Languages : Learning, teaching, assessment*, 2002.)

⁽⁸⁹⁾ 豊田和子「統一後のドイツにおける保育・就学前教育事情(その2)」『桜花学園大学保育学部研究紀要』8号, 2010.3, p.30.

保育 (Lingekrippe) と1歳～2歳までの幼児保育 (Laufkrippe) の段階に大別される。3歳から基礎学校 (Grundschule) 入学⁽⁹⁰⁾までは幼稚園に通うことになるが⁽⁹¹⁾、現在は、乳幼児学童保育総合施設 (KITA: Kindertagesstätte) として、幼稚園と保育所が一体化した施設になっている場合が多い。また、児童・生徒が放課後に通う学童保育所 (Hort) もあり、様々な年齢向けの子どもの家 (Häuser für Kinder) もある。以上を総称して通園施設 (Tageseinrichtung) や子どものための通園施設 (Kindertageseinrichtung) というが、様々な形態で制度を作り、運営しているので、名称も含め複雑になっている⁽⁹²⁾。

(1) 基本的な状況

州や自治体は「国民統合計画」に沿って、移民の比率の高い施設の整備を強化し、子どもの通園を促している。これは、ドイツ語が母語でない子どもがドイツ語に集中的に親しむ場を作

り出し、できるだけ早い時期からドイツ語教育を開始することを目指したものである。言葉遊びなどでドイツ語を習得させるとともに、先進的な施設では、きちんとした母語の習得が第2言語習得の基礎であるという方針に立ち、保育を行っているようである⁽⁹³⁾。現在のドイツ全体の通園状況は表10のようになっている。

2009年、旧西ドイツ地域における幼稚園年齢の移民の背景を持つ子どもの通園の割合は85%であり、95%を示している移民の背景を持たない子どもに比べると明らかに少ないことが分かる。また、移民の背景を持つ3歳未満の子どもの場合の通園率は9%だが、移民の背景を持たない子どもは17.5%となっている。早期ドイツ語教育が主たる対象として想定する、旧西ドイツ地域の移民の背景を持つ子どもの通園は、思うように進んでいないということである。

一方、2009年の統計 (表11) が示すように、大都市部の施設ではドイツ語が家庭言語ではな

表10 通園施設における年齢別通園率 2009年

(単位: %)

州のグループ	3歳未満				3歳～6歳未満			
	総計	移民の背景を持つ	移民の背景を持たない	差	総計	移民の背景を持つ	移民の背景を持たない	差
ドイツ全体	20.4	10.5	24.8	14.3	92.0	83.6	95.6	12.0
旧西ドイツ地域	14.6	9.0	17.5	8.5	91.4	84.7	94.6	9.9
旧東ドイツ地域	46.0	16.3	49.3	33.0	95.1	66.2	97.8	31.6

* 旧西ドイツ、東ドイツ地域の統計にベルリンは含まれていない。

** 家庭託児所 (Tagespflege) を含んでいる。

(出典) „Tab.C2-7A,“ Autorengruppe Bildungsberichterstattung im Auftrag der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland und des Bundesministeriums für Bildung und Forschung, *Bildung in Deutschland 2010*, Kultusminister Konferenz, Bundesministerium für Bildung und Forschung, 2010, S.238. <http://www.bildungsbericht.de/daten2010/bb_2010.pdf>

⁽⁹⁰⁾ 本稿図1「ドイツの教育制度図」参照。基本的には6歳入学であるが、一定条件で変更可能である。

⁽⁹¹⁾ なお、学校幼稚園 (Schulkindergarten) と準備クラス (Vorklasse) は普通の幼稚園とは異なり学校に併設されているものである。

⁽⁹²⁾ 例えばミュンヘン市では、保育所、幼稚園、学童保育所及び子どもの家を „Kindertageseinrichtung“ と定義しているが、その中には、「子どもの家」のように14歳までが対象となっているものも含んでいる。Sozialreferat Stadtjugenamt Kindertagesbetreuung, Schul- und Kultusreferat Fachabteilung 5, „Münchner Definitionen Begriffe der institutionellen Kindertageseinrichtungen, die in München verwendet werden,“ 2006.1.16. <http://www.muenchen.de/cms/prod2/mde/_de/rubriken/Rathaus/85_soz/06_jugendamt/50_eltern/30_kindertagesbetreuung/60_downloads/allgemeines/Muenchner_Definitionen_.pdf>

⁽⁹³⁾ „In der Kita lernen alle Deutsch,“ *Frankfurter Rundschau*, 9. August 2010. 2010年8月9日の『フランクフルター・レントシャウ』紙にフランクフルトの乳幼児児童保育総合施設における早期言語教育の記事が載っている。なお、電子版では2010年8月8日に掲載されている。<<http://www.fr-online.de/rhein-main/in-der-kita-lernen-alle-deutsch/-/1472796/4541082/-/index.html>>

表 11 通園施設におけるドイツ語を家庭言語としない14歳未満の子どもの割合

州	ドイツ語を家庭言語としない子ども 総人数	施設内でのドイツ語を家庭言語としない子どもの人数と割合							
		0～25%未満の施設		25～50%未満の施設		50～75%未満の施設		75～100%の施設	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
ベルリンを含む旧西ドイツ全体	439,971	137,224	31.2	152,827	34.7	100,309	22.8	49,611	11.3
バーデン・ヴュルテンベルク	74,377	25,416	33.8	26,194	35.2	15,712	21.1	7,325	9.8
バイエルン	66,896	22,834	34.1	23,035	34.5	14,957	22.4	7,325	9.8
ベルリン	32,242	6,015	18.7	7,991	24.8	8,625	26.8	9,611	29.8
ブレーメン	6,018	1,157	19.2	1,906	31.7	2,592	43.1	363	6.0
ハンブルク	16,285	3,168	19.5	6,176	37.9	4,928	30.3	2,013	12.4
ヘッセン	51,573	13,596	26.4	18,682	36.2	12,570	24.4	6,725	13.0
ニーダーザクセン	33,735	15,301	45.8	10,879	32.6	5,117	15.3	2,078	6.2
ノ르트ライン・ヴェストファーレン	122,535	34,237	27.9	44,962	36.7	30,133	24.6	13,203	10.8
ラインラント・プファルツ	23,156	8,928	38.6	8,372	36.2	4,327	18.7	1,529	6.6
ザールラント	4,397	2,066	47.0	1,610	36.6	539	12.3	182	4.1
シュレースヴィヒ・ホルシュタイン	9,117	4,776	52.4	3,002	32.9	809	8.9	530	5.8

* 旧西ドイツ地域のみを対象とした2009年調査である。

(出典) „Tab.C2-8A,“ Autorengruppe Bildungsberichterstattung im Auftrag der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland und des Bundesministeriums für Bildung und Forschung, *Bildung in Deutschland 2010*, Kultusminister Konferenz, Bundesministerium für Bildung und Forschung, 2010, S.239. (http://www.bildungsbericht.de/daten2010/bb_2010.pdf)

い子どもの割合が多くなっていることが分かる。特に、ベルリンでは大部分の子どもがドイツ語以外を家庭言語としている施設が相当数あると推察される。

また、報告書「ドイツの教育2010」では幼児教育及び3歳未満の保育の強化拡充と質の改善を求めており、通園施設が教育機関としての性格を強めるとともに、学校入学時の子どもの言語表現能力の確保が中心課題となると指摘している⁽⁹⁴⁾。

この指摘に対応する動きとして、学校への移行に際してのドイツ語能力の不足が今後の学校教育において長期的な不利益となることを避けるため、子どものための通園施設での早期ドイツ

語教育の支援促進を強化拡充すると同時に、各州においては就学前教育と基礎学校における移行過程に注意を払うようになった。その表れが、就学前言語テスト（言語状態調査）である。

(2) 就学前言語テスト（言語状態調査）

現在、14州で4歳から6歳を対象に州全体規模の就学前言語テストが実施されている⁽⁹⁵⁾（表12）。9つの州は、移民の背景の有無に関係なく就学予定年齢者全員を対象としているが、州全体での調査は行っていない州も2つ存在する。

2009年に言語促進の必要ありと判断された子どもの比率は、全員を対象にした州で見ると13%のバーデン・ヴュルテンベルクから53%

⁽⁹⁴⁾ Autorengruppe Bildungsberichterstattung, *op.cit.* (36), SS.57-60. 3歳未満向け施設整備の進展に伴い2006年～2009年に、旧西ドイツ地域において10万以上の施設が新たに設けられた。地域的な差は確かにあるが、この期間にドイツ全体で3歳以下の教育参加率は14%から20%に増加している。

⁽⁹⁵⁾ „Tab.C4-1A,“ Autorengruppe Bildungsberichterstattung, *ibid.*, S.243.

表 12 各州言語テスト（就学前言語状態調査）一覧（2010）

州名	実施方法	テスト対象者	就学前実施時期	言語促進の必要性あり判定 (%)	追加言語促進措置期間		言語促進評価の有無
					実施期間	促進時間数	
バーデン・ヴェルテンベルク	スクリーニング	全員対象	15～24月前	13.4	12月	合計120時間	あり
	テスト						
バイエルン	観察	対象者限定	18～24月前	75.7	18月	合計240時間	あり
	スクリーニング	対象者限定	6月前				
ベルリン	観察	全員対象	15月前	16.5	12月	週15時間	なし
	スクリーニング			-			
ブランデンブルク	スクリーニング	全員対象	12月前	19.7	最低3月	週3～5時間	あり
	テスト						
ブレーメン	テスト	全員対象	12～18月前	ブレーメン: 52.6 ブレーマーハーフェン: 44.6	9月	週2～4時間	なし
ハンブルク	スクリーニング	全員対象	18月前	26.8	12月	合計160時間	なし
ヘッセン	スクリーニング	対象者限定	24月前	州全体規模では未実施	12月	週3～10時間	なし
メクレンブルク・フォアポンメルン	州全体での言語テストを実施せず	-	-	-	-	-	-
ニーダーザクセン	スクリーニング	全員対象	15月前	12.9	12月	週1時間～12時間	あり
ノルトライン・ヴェストファーレン	スクリーニング	全員対象	24月前	23.3	州全体での規定なし		なし
ラインラント・プファルツ	スクリーニング	対象者限定	12月前	34.0	9月	週2～5時間	あり
ザールラント	観察	全員対象	12月前	12.6	7月	週5～10時間	あり
ザクセン	スクリーニング	対象者限定	24月前	正確なデータなし	州全体での規定なし		なし
ザクセン・アンハルト	スクリーニング	全員対象	24月前	2010年実施予定	12月	回答なし	なし
シュレースヴィヒ・ホルシュタイン	観察	対象者限定	9月前	8.8	6月	最高200時間	なし
テューリンゲン	州全体での言語テストを実施せず	-	-	-	-	-	-

（出典） „Tab.C4-1A,“ Autorengruppe Bildungsberichterstattung im Auftrag der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland und des Bundesministeriums für Bildung und Forschung, *Bildung in Deutschland 2010*, Kultusminister Konferenz, Bundesministerium für Bildung und Forschung, 2010, S.243. より筆者作成。〈http://www.bildungsbericht.de/daten2010/bb_2010.pdf〉

のブレーメンまで様々である⁽⁹⁶⁾。測定方法が異なるので、結果の直接的な比較はできない。加えて、いくつかの州では既に4歳でテストを行っており、その比率は今後増えていくと思われる。調査対象者を母語がドイツ語ではない子どもに限定しているバイエルンにおいては、

(96) 例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州では2009/2010 学校年においてほぼ77,000 人の子どもが言語促進措置を受けている。Ministerium für Generationen, Familie, Frauen und Integration des Landes Nordrhein-Westfalen, „Haushalt 2010,“ S.12. 〈<http://www.mgepa.nrw.de/pdf/ministerium/mgffi-haushalt2010.pdf>〉

75.7%が「促進の必要あり」と判断されている。

言語促進の必要ありと判定された子どもには、ほとんどすべての州で追加言語促進措置が義務付けられている。この措置は、週当たり1時間から15時間であり、期間は3か月から18か月となっている。また、この措置は基礎学校入学前だけではなく、移行過程に配慮し、入学後も継続して行われている。例えば、バイエルン州では追加措置が必要と判断された子どもに対して、ドイツ語準備コース (Vorkurs Deutsch) として幼稚園と基礎学校がそれぞれ120時間ずつ、計240時間の言語促進を行っている。

3 学校における言語教育—言語促進と母語教育

(1) ドイツ語教育

言語テストに基づき、言語促進措置を取ったが、それでもドイツ語授業についていくには不十分であると判断された場合、基礎学校入学後、特別の措置が取られることとなる。

例えばベルリン州では、ドイツ語ではない母語を持つ子どもは、原則としてドイツ語を母語とする他の生徒と一緒に授業を受ける。だが、ドイツ語能力が不足し、通常クラス内での言語促進も不可能である生徒は、特別な学習グループとして通常クラスへの移行準備が行われる⁽⁹⁷⁾。

バイエルン州⁽⁹⁸⁾の場合は、ドイツ語準備コースの後を受けて、基礎学校と基幹学校⁽⁹⁹⁾のドイツ語知識に乏しい新入生に対しては少人数の「ドイツ語促進クラス (Deutschförderklassen)」を

設けている⁽¹⁰⁰⁾。対象者は専門訓練を受けた教師から集中的にドイツ語の授業を受ける。ドイツ語以外の授業は、ドイツ語促進クラスと並行して運営されている通常クラス (提携クラス) でドイツ語を話す子どもたちと一緒に受けることになる。遅くとも2年以内で通常クラスへ移行することを目指している。教育成果を上げるため、学校終了後も子どものための通園施設に通い、ドイツ語を使用するように保護者に勧める措置も取っている。2007/2008 学校年にはバイエルン州では363クラスが設けられた。

更に、バイエルン州にはドイツ語促進コース (Deutschförderkurse) という制度もある。これは、基礎学校もしくは基幹学校の通常クラスに在籍するドイツ語を母語としない生徒のための促進措置である。科目「第2言語としてのドイツ語」の授業を受けることにより、2007/2008 学校年では54,000人以上の生徒が、このコースでの言語促進措置を受けた。

バイエルン州の場合をまとめると、「移民の背景を持つ子ども」に対する言語促進教育は保育施設もしくは幼稚園で開始され、ドイツ語準備コース、基礎学校でのドイツ語促進クラスと結びついている言語テストを経て、通常クラス移行後は、ドイツ語促進コースで継続教育とアフターケアを行う形となる。

なお、教育語を用いて母語の異なる生徒の言語促進を行う方法としては、大きく、①母語を禁止し教育語を組織的に使用するイマージョン教育⁽¹⁰¹⁾、②教育語への導入段階を持つイマージョ

⁽⁹⁷⁾ ベルリン州学校法第15条 (Schulgesetz für Berlin)。

⁽⁹⁸⁾ 以下のバイエルン州に関する情報は、バイエルン州文部省ホームページ中の „Förderung von Schülern mit nichtdeutscher Herkunftssprache“ による。〈<http://www.km.bayern.de/km/schule/schularten/allgemein/migrant/enfoerderung/index.shtml>〉

⁽⁹⁹⁾ 本稿図1「ドイツの教育制度図」及び前掲注⁽³⁸⁾参照。

⁽¹⁰⁰⁾ バイエルン州国民学校規則 (Schulordnung für die Grundschulen und Hauptschulen (Volksschulen) in Bayern (Volksschulordnung - VSO)) 第35条。

⁽¹⁰¹⁾ 元は「浸された状態」という意味の英語で、「没入法」と訳される。1960年代にバイリンガルの育成を目的としてカナダで開発された、2か国語併用地域における第2言語による集中的教育法をさす。単に母国語以外の言語を教えるのではなく、算数や理科、社会などの授業もその言語 (たとえば英語) で行い、どっぴりとその言語につかることで効率的に第2言語を習得させるのである。(「亀井肇の新語探検」『ジャパナレッジ』(オンラインデータベース))

ン教育、③2言語使用移行プログラム—最終的には教育語のみの授業となる、④2言語保持教育の4つが挙げられる。ドイツにおいては、①の教育言語の組織的イマージョン教育が優勢であり、最近はその傾向が強化されたとの指摘⁽¹⁰²⁾がある。

(2) 母語教育

母語教育は一般的には、希望者に対して補完的に行われる。基礎学校では母語教育として、中等教育では補完教育か選択必修科目として行われることが多い⁽¹⁰³⁾。そして、大きく4つのタイプに分けることができる。

- ①移民のコミュニティが実施する文化、宗教の保持・継承を目的とする授業。正規の授業ではなく、単位として認められない。
- ②一般的に「領事母語授業」と言われる。相手国の外交機関が行うもので、ドイツ教育当局の支援がある場合が多い。
- ③各州の教育当局が実施する授業。ただし、正規の科目とは認められない。
- ④各州の教育当局が実施する授業で、正式科目として認められるもの。

例えば、トルコ語は、現在、都市部の産業密集地帯の学校を中心に標準的な科目の1つとなっており、また、アビトゥア⁽¹⁰⁴⁾科目として置いているギムナジウム⁽¹⁰⁵⁾もある。ブレーメン、

ハンブルク、ヘッセン、ノルトライン・ヴェストファーレン等の州では、母語としてのトルコ語が教えられ、財政的に措置されている⁽¹⁰⁶⁾。上記の4つのケースで言うと、②はトルコ領事部が行い、③と④は州政府の管轄となる。

ルール工業地帯のノルトライン・ヴェストファーレン州⁽¹⁰⁷⁾では、基礎学校入学時から第10教育年まで、最大週5時間までの母語教育を行っている。移民の背景の有無、国籍に関係なく同一言語の授業希望者10人が集まれば実施される。母語教育対象言語は現在18あり⁽¹⁰⁸⁾、それぞれの学校で午前中に行われる。2009/2010学校年には1,659校で81,222人が参加している⁽¹⁰⁹⁾。

このように、様々な形で母語教育がおこなわれているが、本来、その目的は、「内言」を育て、認識と思考の基礎を作るとともに、話者のアイデンティティを確立し、人格形成に役立つ言語能力を身につけることにある。この点を踏まえてドイツ語との関係を考えてみたい。

「国民統合計画」においては、ドイツ語の早期習得のためには、まず家庭で母語をきちんと覚える必要があり、できるだけ早い段階からドイツ語と集中的に出会う機会を提供するというのが基本的な考え方であった⁽¹¹⁰⁾。ノルトライン・ヴェストファーレン州では、ドイツ語が十分でない生徒の教育目標の首位はドイツ語の習得であって、母語は第2言語としてのドイツ語と相互

⁽¹⁰²⁾ Cortina et al., *op.cit.* (69), S.735.

⁽¹⁰³⁾ 平高 前掲注(57), pp.321-322.

⁽¹⁰⁴⁾ 高校卒業(大学入学)資格試験。

⁽¹⁰⁵⁾ 本稿図1「ドイツの教育制度図」及び前掲注(38)参照。

⁽¹⁰⁶⁾ 母語教育の権利に関しては例えばベルリン州学校法第15条(前掲注(97))第3項参照。

⁽¹⁰⁷⁾ 2009/2010学校年において州の全生徒数2,799,259人中、外国籍生徒は299,855人である。Ministerium für Schule und Weiterbildung des Landes Nordrhein-Westfalen, „Das Schulwesen in Nordrhein-Westfalen aus quantitativer Sicht 2009/2010 Statistische Übersicht 371-3. Auflage,“ April 2010, S.109. <http://www.schulministerium.nrw.de/BP/Schulsystem/Statistik/2009_10/StatUebers.pdf>

⁽¹⁰⁸⁾ トルコ、ロシア、イタリア、アラビア、ボスニア、韓国語等である。日本語は無い。ノルトライン・ヴェストファーレン州教育ポータル参照。<<http://www.schulministerium.nrw.de/BP/Unterricht/Faecher/Fremdsprachen/FAQMU/Sprachen.html>>

⁽¹⁰⁹⁾ Ministerium für Schule und Weiterbildung des Landes Nordrhein-Westfalen, *op.cit.* (107), S.66.

⁽¹¹⁰⁾ Die Bundesregierung, *op.cit.* (47), S.48. 母語獲得が適切ならば第2言語(ドイツ語)は母語以上に成長している。

補完的な役割を果たすことになっている⁽¹¹¹⁾。また、具体的に学校での学習に関して見ると、例えば、ヘッセン州の母語教育では、その読み書きについて「外国の子どもたちは通常ドイツ語で読み書きを習う。子どもがドイツ語での読み書きの基本的な能力を手に入れ、熟達を示して初めて、母語の読み書きが開始される」⁽¹¹²⁾という形で進められている。これらの方針は、ドイツ語習得を主眼とする点では一貫しており、教育課程においては、実際のところ母語の習得はあくまでも副次的なものという位置付けとなっている。このため、最初に母語を習得し、その後にドイツ語を習得すべきであるという意見⁽¹¹³⁾も存在することとなる。

また、バイエルン州では2009年に従来実施していた母語補完教育を廃止し、移民の子弟に対するドイツ語の学習を強力に推進する方針を示している⁽¹¹⁴⁾。このような母語教育廃止の動きに、トルコ政府は、ドイツ政府へトルコ人学校設置の申入れを行い、協議が続いている⁽¹¹⁵⁾。

確かに、『ドイツ連邦共和国の教育制度』が指摘しているように「母語（出自言語）の保持が移民の労働市場におけるチャンスを高めるということは何ら示されてはいない。労働市場でのチャンスの獲得に関して言語能力が与える影響の経済学的研究は、共通語（交流言語：Verkehrssprache⁽¹¹⁶⁾）の達成レベルの獲得だけが

移民の労働市場のチャンスに意味を持っており、母語（出自言語）の達成レベルは意味を持っていないということではほぼ一致している」⁽¹¹⁷⁾のは確かであろう。だが、続けて同書が述べるように、「出自言語は、移民の背景を持つ子どもや若者のアイデンティティの発達と人格の発達にとって中心的な役割を果たす」⁽¹¹⁸⁾のであり、この問題は「統合」と「同化」の緊張をはらんでいると言える。労働市場でチャンスを獲得するためにはドイツ語は確かに必要であり、他方、アイデンティティを支えるためには母語（出自言語）が大きな役割を果たすこともまた確かである。「内言」がどの言語になるのかは思考と認識の問題に大きな影響を与え、「外言」の最たるものである「共通語」の習得は社会参加、社会統合の鍵となる訳である。

では、本稿の副テーマとして示した、母語がドイツ語ではない子どもたちの母語獲得と第2言語であるドイツ語習得の関係はどう整理できるのであろうか。

言語獲得の研究では、言語習得には「臨界期」があるという点では一致しているようである。第2言語の獲得においても早い時期に習得するほど習熟度は高くなるとされており、母語であれ、第2言語であれ、手話であれ、思春期以降、能力は減衰していくとされている⁽¹¹⁹⁾。このため、ドイツにおいては早期からのドイツ語教育

(111) „Informationen zum herkunftsprachlichen Unterricht“ ノルトライン・ヴェストファーレン州教育ポータル <<http://www.schulministerium.nrw.de/BP/Unterricht/Faecher/Fremdsprachen/FAQMU/ZieleMU.html>>

(112) Hessisches Kultusministerium, „Rahmenplan Grundschule,“ (「ヘッセン州基礎学校学習指導要領」) Wiesbaden : Hessisches Kultusministerium, 1995, S.254. <<http://grundschule.bildung.hessen.de/rahmenplan/index.html>>

(113) „Angst vor dem Isram facht Türkenfeindlichkeit an,“ *SPIEGEL ONLINE*, 2008.2.16. <<http://www.spiegel.de/politik/ausland/0,1518,535755,00.html>>

(114) 本来、母語教育は移民の子弟が母国に帰ることを前提に実施されていた。しかし、圧倒的多数の子弟は今後もドイツ在住を選択しているため、ドイツ語習得に力点を置くということである。また、廃止後の措置として、該当諸国の在外公館の行う領事母語授業について、学校当局は支援を与えることになっている。

(115) 篁日向子訳「メルケル独首相来土、在ドイツ・トルコ人学校へ「条件付きイエス」」『日本語で読む中東メディア』（記事ID：18791）東京外国語大学ウェブサイト <http://www.el.tufts.ac.jp/prmeis/html/pc/News20100330_094900.html>（原文は、„Merkel, Erdoğan'a güvercin getirdi,“ *Radikal*, 2010.3.29.）

(116) 「媒介言語」の意味で使用している。前掲注22参照。

(117) Cortina et al., *op.cit.* (69), S.742.

(118) *ibid.*

に力を入れているのであるが、一方、専門家の中には「バイリンガルはそれぞれの言語においてモノリンガルよりも高い能力水準に到達していない」⁽¹²⁰⁾という意見もある。第2言語の習得には生物学的能力とともにその動機付けにおいて経済的、社会的、文化的条件の関与する部分が多い。したがって、この問題の成否と影響に関しては結果から判断する必要があり、ここでは、その趨勢が分かるまでにはまだまだ時間が必要であると言うに止めざるを得ない。

IV ドイツの移民統合における言語教育の役割

現在、移民の背景を持つ人々の大都市での集住は、実際にドイツ語を使用しなくとも生活できる環境を生み出している。大都市における移民の背景を持つ子どもたちの比率からみて、平行社会化の傾向は放置しておけば継続し、また、拡大していく可能性が高い。

ドイツ社会は、「移民の背景を持つ人々」が住民の20%に達する現実を前に、平行社会化を食い止め、統一性を維持するためには、住民間のコミュニケーション手段の強化が不可欠な状況となっており、従って、その手段を言語教育

に求めざるを得なくなっていると整理できる。

すなわち、ドイツの移民統合における言語教育は、社会の共通性を保持し、移民の労働市場への参加と社会での自立を行うための共通言語の確保という目的で実施されていると要約される。域内共通語、媒介言語としてのドイツ語の確保ということである。そして、言語教育の役割は、直接的には共通語としてのドイツ語習得の組織的手段と位置づけられる。

ドイツには、ヨハン・ゴットリーブ・フィヒテ (Johann Gottlieb Fichte, 1762-1814) の「ドイツ国民に告ぐ」⁽¹²¹⁾以来、言語を民族の基礎に据え、国家の基礎に据える傾向が強く存在し、その影響はまだ存在するのかもしれない⁽¹²²⁾。だが、注意しなければならないのは、今回のドイツ語促進はそれと性質を異にしているということである。EUに多言語を求める方針⁽¹²³⁾があるのに加え、現在の移民統合政策におけるドイツ語習得はあくまでもコミュニケーションの道具、「外言」としての共通語の習得なのであって、「民族精神」の基礎を言語に求めているのではない。従って、それはいわゆる「同化政策」が求めるものとは異なると言えよう。

とはいえ、世代が交代してゆく中でドイツ語を母語としなかった人々も、やがて母語が、別

(119) 内田伸子「言語獲得の新潮流 (1) 「言語の生物学的基礎—言語獲得に「臨界期」はあるのか—」『言語』Vol.32, No.7, 2003.7, pp.100-105.

(120) Cortina et al., *op.cit.* (69), S.742.

(121) ドイツの哲学者 J. フィヒテの演説。彼は、1807年から翌年にかけて、ナポレオン占領下のベルリンにおいてこの連続講演を行い、国民の覚醒を促した。これが、ドイツのナショナリズムに与えた影響は大きかった (ブリタニカ・ジャパン編著 前掲注(14))。J・G・フィヒテ (石原達二訳) 「第4講」『ドイツ国民に告ぐ』(西洋の教育思想 12) 玉川大学出版部, 1999, pp.53-67. (原書名: J. G. Fichte, *Reden an die Deutsche Nation*, 1808.) * 翻訳は I. H. Fichte 編集の全集版 (1845ff.) に基づく。

(122) 『初等中等教育の国語科の教科書及び補助教材の内容構成に関する総合的、比較教育的研究—学力の基礎をなす言語能力の形成を中心として (平成18年度～19年度科学研究費補助金 (基盤研究 (B)) 研究成果報告書資料編 II 各国の国語教科書』(研究代表者: 藤村和男・教科書センター研究部長) [藤村和男], 2008, p.108. ドイツ、バーデン・ヴュルテンベルク州の学習指導要領 (基礎学校) (ドイツ語) 部分に州教育審議会の委託で作成された解説があり、その中に「生徒は自身の言語知識に、その言語を話す民族の生活の仕方に関する想像を結び付ける」という一節がある。民族と言語を結び付ける考え方がかすかであるが見て取れる。(<http://www.textbook-rc.or.jp/report_data2.pdf>)

(123) 多様性の尊重とEU市民の移動能力を高める意図で、言語教育の目標として「母語+2言語」を掲げている。泉邦寿・木村護郎クリストフ「言語の多様性と言語政策」村上直久編著『EU情報辞典』大修館書店, 2009, pp.285-297.

の言い方でいえば、「内的言語」がドイツ語に変容していくことは大いにありうることであろう。実質的な「同化」ということである。そして、言語接触を通じて、優勢言語であるドイツ語が劣勢言語である他の言語に取って替わる可能性もある。言語政策として優勢言語であるドイツ語の促進活動を組織的に行っていくのであるから、実際その可能性は大きいと言えよう。

一方、逆の要素もある。例えば、移民の背景を持つ人と持たない人の通婚率の低さと大都市における移民の背景を持つ人々の集住である。現在、移民の背景を持つ人々の外国人との婚姻率は40%であり⁽¹²⁴⁾、当分の間、家庭言語が全てドイツ語だけになる可能性は低い。また、衛星放送等の普及もあり、大都市における移民の集住地域では独自の文化と生活様式が保存される可能性が高まってくる。したがって、「内言」としての母語が存続する可能性も存在する。

優勢言語であるドイツ語が劣勢言語に取って替わるのか、あるいは優勢言語と劣勢言語が社会的・文化的価値と連動するある種の2言語使用(ダイグロシア: diglossia)状態になるのか、それとも多数のバイリンガルが誕生するのか、どれでもなく現在の状態が継続するのかは、まだ分からない状態にある。その帰趨は、幼児期からの早期言語教育と統合講習の進展が具体的にイスラムを中心とする移民文化とドイツの主導文化の対話に結びつき、教育と労働市場で同等のチャンスを提供できるかどうかにかかっていると言える。

おわりに

ドイツにおける移民の統合とその基盤となる言語教育の目的をみてきたが、その目的は社会の統一性を保つためのコミュニケーションの道具としての域内共通語の習得であった。共通語の習得がなければ社会統合も社会参加も、具体的に進展しないからである。

日本においては日本語が域内共通語であり、また、教育言語である。今後、外国人に対して日本語の言語教育を行っていく場合、その外国人が将来的に日本に定住するのか、それとも、帰国することを前提とした限定滞在であるのかを考慮して教育を行うこととなろう。これは、ドイツが通った道である。また、日本語教育に際しては、大人を含め、目的に応じた到達レベルの設定も必要になろう。具体的には、日本社会の中で生活し、生きていくという現実に対応したコミュニケーションの道具としての日本語の習得が優先されることになるであろうし、現実から素材をとった教材の開発が求められることとなろう。

ドイツ語は約1億人を擁する複数の地域で公用語として使用されており、また、その地域の住民の多くにとっては母語(第1言語)として機能している。日本語も同レベルの規模の言語である。この規模の言語は、自国においては共通語、国語として使用されるであろうが、世界の中でどのような役割を果たしていけるのかについては、今後の考慮すべき課題となる。

(かねばこ ひでとし)

⁽¹²⁴⁾ Die Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration, *op.cit.* (28), S.48.